

令和3年12月
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

令和3年12月10日

○出席議員 15人

1番 鈴木克巳君	2番 狩野光一君	3番 渡辺ヒロ子君
4番 照川由美子君	5番 戸坂健一君	6番 磯野典正君
7番 久我恵子君	8番 寺尾重雄君	9番 佐藤啓史君
10番 岩瀬洋男君	11番 松崎栄二君	12番 丸昭君
13番 黒川民雄君	14番 岩瀬義信君	15番 末吉定夫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長	土屋元君	副市長	竹下正男君
教育長	岩瀬好央君	総務課長	平松等君
企画課長	高橋吉造君	財政課長	植村仁君
消防防災課長	神戸哲也君	税務課長	大野弥君
市民課長	岩瀬由美子君	高齢者支援課長	長田悟君
福祉課長	軽込一浩君	生活環境課長	山口崇夫君
都市建設課長	川上行広君	農林水産課長	屋代浩君
觀光商工課長	大森基彦君	会計課長	水野伸明君
学校教育課長	吉野英樹君	生涯学習課長	渡邊弘則君
水道課長	窪田正君		

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 吉清佳明君 議会係長 原隆宏君

議事日程

議事日程第4号

第1 議案上程・質疑・委員会委託

議案第54号 勝浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び勝浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 勝浦市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第56号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第57号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第58号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について
議案第59号 勝浦市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
議案第60号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算
議案第61号 令和3年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算
議案第62号 令和3年度勝浦市介護保険特別会計補正予算
議案第63号 指定管理者の指定について
議案第64号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の指定に関する協議について
- 第2 請願の委員会付託
請願第3号 「ワクチン・検査パッケージ」に関する意見書の提出を求める請願
- 第3 休会の件

開 議

令和3年12月10日（金） 午前10時開議

○議長（松崎栄二君） 皆さん、おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。
これより本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（松崎栄二君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第54号 勝浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び勝浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第55号 勝浦市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第56号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第57号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第58号 勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第59号 勝浦市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、以上6件を一括議題といたします。

本件につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

発言につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただき、質問者、答弁者ともに発言

は簡潔、明瞭にお願いします。

なお、議事の都合により、質疑についての各議員の発言は、それぞれ答弁を含め、30分以内といたします。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松崎栄二君） 御異議なしと認めます。よって、議長の宣告は確定しました。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、狩野光一議員。

○2番（狩野光一君） おはようございます。では、まず、先頭として質問させていただきます。私のほうは、議案第55号 勝浦市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、この件でお伺いをしたいと思います。

まず、1点。コロナ禍の影響で市民の経済状況、これらを考慮した様々な施策が講じられている中で、今回の改定は使用料の値上げというように承知をしております。そうした環境の中で、生活に不可欠であるサービス、その料金値上げを行うことの理由をお尋ねします。

次に、内容を見ますと、市内者の利用料金、これが値上げとなるのに対して、市外者の利用料金は据置きとなっております。この理由について御説明をお願いします。

そして3点目。値上げの率が66%から最大100%と非常に大きなものになっております。金額決定そのものの考え方、決定の根拠についてお尋ねします。

以上です。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。植村財政課長。

○財政課長（植村 仁君） 財政課からは1点目の関係についてお答え申し上げます。コロナ禍の影響で経済状況を考慮した様々な施策が講じられる中で、生活に不可欠なサービスの料金値上げが行う理由はというお尋ねでございますけども、施設等の使用料につきましては、勝浦市行政改革大綱において、受益者負担の明確化を図ることとしております。現行の使用料については、令和元年10月に、消費税率が8%から10%へ改定された時期よりも前に設定したものですが、様々な理由により、市民に対して相応の負担を求めることがなく、使用料を据え置いてきたところでございます。

しかしながら、施設の維持管理に係る費用と、それを賄うべき使用料収入の差は依然と大きく、さらに、今後は施設の老朽化に伴う維持管理費用が増加し、その差が大きくなることが見込まれております。そこで、市民サービスの提供や施設の保全を適切に行っていくために、公共施設の使用料の設定基準を明らかにした使用料の見直しに関する基本方針を令和3年10月に定めました。

なお、この基本方針は、受益者負担の原則の下、施設の維持管理等に係る費用を算出して、利用する人数等で等分の負担となるような算出例を示すなど、施設ごとに合理的に説明できる算出方法により、基準となる使用料を試算し、あるいは、近隣団体とのバランスを考慮して、使用料を設定する基本となる方針を示すものとなっております。

このようなことから、今回の火葬場使用料についても、受益者負担の考え方により、施設を利用する者に相応の負担を求めるものでございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 次に、山口生活環境課長。

○生活環境課長（山口崇夫君） お答えいたします。私は、2点目の市内料金が値上げをするのに対

して、市外料金の据置きとなっている理由についてでございます。

まず、市内料金につきましては、昭和62年に改正されて以降、現在まで据置きとなっております。近隣市町と比較しますと、いすみ市、大多喜町は12歳以上で1万5,000円、本市は15歳以上で6,000円であり、ここで9,000円の価格差が生じております。同様に、他の区分では、価格差は、15歳未満が本市は3,600円、近隣市町では12歳未満で1万円であり、ここで6,400円の価格差が生じております。また、そのほか死産児、改葬遺骨、それから四肢等は本市は1,500円、近隣市は1万円で、ここでは8,500円の価格差が生じているところでございます。

市外の料金につきましては、平成17年に改正し、現施設ができたとき、17年に改正し、近隣市町であるいすみ市、大多喜町と同額となっております。このことから、今回は市内料金のみの改正としたところでございます。

次に、値上げ率が非常に大きいと。金額決定、その考え方、根拠についてでございますが、先ほど財政課長からも説明がありました、使用料の見直しに関する基本方針が示されておりますので、これに沿った形で見直しをしたところでございます。基本方針の中には、近隣団体の状況も踏まえて料金を設定することとしております。他の市町との均衡を図るために、15歳以上で2.5倍となってしまうことから、激変緩和措置も考慮いたしまして、提案しております1.7倍、66%の増額で、1万円とさせていただいたところでございます。

その他、15歳未満、それから死産児、改葬遺骨等についても、2倍以内に価格を設定し、同様の考え方として料金を設定させていただきました。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 狩野光一議員。

○2番（狩野光一君） どうもありがとうございます。御答弁の全体的な内容でいえば、この火葬場の料金については、過去に設定して以降、値上げをせず、改定をせずに据え置いてきた結果、現在は低料金であると。あと、近隣団体と比較すると、その差もあるというような内容の御答弁と理解をいたします。

しかしながら、もちろん受益者負担の関係、あるいは事業継続ということで、その経費を貯っていくことはこれは不可欠だとは思うんです。ただ、繰り返しになりますけれども、今、ちまたではやっぱりコロナ禍の影響というものがあり、それが市民の生活に影響を与えていているということでの様々な施策がなされている中、例えば、外食を控えようとか、そういう工夫のできるものに対しての補助と、子どもを育てるための補助と支援というものが重ねられている中で、この火葬場の使用というのは、これは利用する方はほぼ漏れなく御身内を亡くされた方ということとなります。大変心を痛めている、そういう方が利用するということも考え、また、亡くなられた方がいれば、経済状況を理由に火葬を先送りする、こういった選択肢のない、そういうものでございます。

そして、繰り返しますけれども、受益者負担の原則から使用料の見直しが必要だということは理解いたしますが、これをコロナ禍が鎮静した後に適用することに、何か支障があるのかという疑問が生じます。

また、価格設定等についても、近隣団体ということで例に取り上げられておりますが、確かにいすみ市、大多喜町ではおっしゃったとおりでございます。御宿町においては、一応、例規のほうを確認したところ、町外の方のみ1万円、こういう決まりしかないんですね。私、そこから解釈するに、町内の方は無料なのかと。そういうことで、理解でよろしいかと思いますが、そういう

うことで、必ずしも近隣団体と肩を並べてやっていかなければならないという、そういう性質のものではないと思います。

これについては、市民の感情も踏まえ、時期を改めてという選択肢もあるのかと思います。

そして2つ目の質問でございますけれども、今申し上げたように、今回の値上げを回避するために、一つの方法として、予算措置によって一定期間これを回避するという方法もあるかと思うんですが、この辺の御検討はなされたのかどうか、その辺をお伺いします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。植村財政課長。

○財政課長（植村 仁君） お答えいたします。コロナ禍の中、時期を改めてということでござりますけども、先ほど答弁の中でも申したとおり、勝浦市行政改革大綱の実施計画がございまして、その最終年度が令和4年度となっております。今まで新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、令和2年度、3年度と、使用料の改定を見送ってきたところでございますけども、実施計画の最終年度、4年度に、料金の改定を行わせていただきたいということで、今回、担当課のほうから提案をさせていただきました。

今回、12月に提案させていただいたという理由は、一応、住民への周知を設けて提案させていただきました。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） ほかに質問ありませんか。狩野光一議員。

○2番（狩野光一君） 今、御答弁の中で、計画があり、その期限が迫っているんだよということですが、市で行う事業、その計画というのがそもそも何のためにあるのかということだと思うんですよ。これは、やはり目的というのは、市民の福祉向上ということは、これ、大きな目標になると思います。やはり計画というのはそのための手段でありますから、実質、市民に対して、計画が遂行されることがそのまま市民の福祉につながるものだと、基本的にはそう思いますけれども、逆に、先ほど来、言っているように、コロナ禍において市民の負担を増やすようなこと、その理由が、計画を遂行するためということであれば、これは本末転倒の考え方もあるんだと思います。

そこで、もう一度、値上げの実施時期、及びそれに対する財政の予算措置というものを御検討いただく余地があるのかどうかお伺いします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。植村財政課長。

○財政課長（植村 仁君） お答えいたします。繰り返しになりますけども、先ほど申し上げたとおり、今回はそういう理由で提案させていただきましたので、御理解を願いたいと思っております。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 次に、佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） 私も、第55号 勝浦市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。前段者のほうから質問されました。質問の内容がかぶっている項目がありますので、それについては取り下げさせていただいて、1点お聞きいたします。

昨年度で構いませんので、昨年度の市の火葬場、かつうら聖苑の利用者、利用者っていう言い方変ですけど、使用者の数、これについては、市の条例に書いてある、市内の者と市外の者、そして合わせて全体でという数でお示しいただければと思います。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。山口生活環境課長。

○生活環境課長（山口崇夫君） お答えいたします。昨年度、令和2年度の実績でございますが、全体で345件でございます。市内においては333件、市外の利用については12件でございました。以

上でございます。

○議長（松崎栄二君） 佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） 今回の条例改正は、この市内の者、条例上、市内の者って書いてあるんで、市内の者というのは、使用者または死亡者が勝浦市の住民基本台帳に記録されている者をいい、市外の者とはそれ以外の者というふうになっておりますけれども、前段者の質問の答弁でありましたように、勝浦市においては市内の者の使用料がずっと据置きになっていたと。分かりやすく15歳以上の者を例えで言いますと、6,000円になった。隣といいますか、ほかの団体では1万5,000円だったと。約2倍以上の差があったということあります。

私、ちょっと、これ通告していませんけど、今、前段者の質問と答弁を聞いていて思ったんですけど、市外の者に関しては以前、料金を引き上げているんですよね。それ、ちょっと何年かは聞き及んでいませんけれども、市外の者に関しては料金を値上げしたんだけど、市内の者については据置きにしたままだったということであったと思います。既に、火葬場についても、もう10年以上経過していると思います。それで、老朽化と今後のことも踏まえて、使用料の値上げということで財政課の課長からの答弁もありました。

使用料料金を上げるということに対しては、我々議員も、なかなか、はい、分かりましたというものはいかないのは今までのことなんだと思いますけれども、説明を聞く限り、他市との状況を比べますと、今まで、逆に言えば、料金を値上げしないまま頑張ってきたのが勝浦市なのかなというふうには思いました。今回、条例改正については、6,000円、15歳以上の者が、今度、12歳以上の者と改められて、1万円になると。15歳未満の者3,600円が12歳未満の者として7,000円になると。いずれも2倍以内に抑えている料金改定ということで、分かりました。

それで私のほうは理解はしたんですけど、1点、これ通告してないからあれなんですけれども、仮に、今度、使用料を値上げすることになったときに、ここの施設は指定管理者の施設になっております。この指定管理者が委託を受けて、委託といいますか、施設なんですけれども、この使用料を値上げした場合に、その値上げ分の料金はどのような、市のほうに入るものなのか、指定管理者のほうになるものなのか、そうではなくて、雑入じやなくて使用料収入という形で予算上に入ってくるのかと思いますけれども、その確認の意味も含めて、その点だけお答えいただければと思います。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。山口生活環境課長。

○生活環境課長（山口崇夫君） お答えいたします。施設の管理については、今、指定管理者ということで行っておりますけれども、使用料の収入については、直接、市の収入に入っているところでございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 次に、照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） それでは、私は、第54号 勝浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、この一部改正条例制定についてお聞きいたします。まず、1点は、文言にあります、特定教育保育施設、この特定という言葉、それから特定地域型保育事業とは、この特定とされるところのものを説明をお願いします。

それから、2点目は、改正の趣旨を端的に伺いします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。軽込福祉課長。

○福祉課長（軽込一浩君） お答えをいたします。まず、教育・保育施設から申し上げますと、こち

らは保育所、認定こども園、幼稚園の3施設を指します。このうち、施設の運営経費の給付といった、市からの公的な財政措置の対象要件を満たしているとして、市が確認をした施設のことを特定教育・保育と申します。なお、この場合の確認とは、法令等に基づく認可基準等を満たし、認可を受けていること、また、市が条例で定めている基準を満たしていることの確認を申します。

また、特定地域型保育事業でございますけれども、まず、保育所の定員は原則20名以上となっておりますが、それより少ない19人以下の単位で、0歳から2歳までの乳幼児を保育する事業を地域型保育事業といいまして、これには家庭的保育事業、また、小規模保育事業などがございます。こちらも先ほどのように、事業の実施に当たりまして、確認を行った事業のことを特定地域型保育事業と申します。

続きまして、改正の趣旨でございますけれども、こちら、国の基準の改正に沿いまして、昨今のデジタル化の推進に伴い、保育所等の業務負担の軽減や、施設等の利用者の利便性の向上に向けまして、書面などの作成、保存、また、交付等について、電磁的方法による対応も可能としようとするものでございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） ありがとうございます。じゃあ、本市が待機児童がいないという、この段階で、今後のことと想定しての改正の条文として捉えればよいということになると思いますが、それでよろしいでしょうか。

また、デジタル化が進む中、電子情報処理導入に当たりまして、何か配慮があると思うんですが、この点、いかが取り組むかお答えください。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。軽込福祉課長。

○福祉課長（軽込一浩君） お答えをいたします。お尋ねの特定教育・保育施設につきましては、これは申しましたように、保育所、認定こども園が、現在、公立でございますので、こちらの条例は対象となります。

もう一方、提案させていただいております家庭的保育事業の条例のほうは、こちらは市内に事業所がございませんので、こちらは条例の改正のみ、整備のみ行うものでございます。

続きまして、配慮すべきことということでございますけれども、こちら、大きく3点あろうかと思います。まず、1点目が環境の整備というところで、こちら、施設側、保護者側双方で発信や受信等の可能な機器設備等の環境整備が必要、御負担を伴うというところかと思います。そして、2点目といたしまして、整備した環境やシステムを使いこなす、使いこなせるというところでございます。今やメールのほか、便利なアプリ等もあるようですが、こういう端末やアプリなどの操作に慣れたり、使いこなすのにある程度時間を要するのではないかと思っております。3点目が安全対策、セキュリティー対策だと思います。端末がネットワーク環境につながりますと、セキュリティーの問題も生じてまいりますので、十分な対策配慮が必要となってまいろうかと思います。

いろいろ配慮すべき点もあろうかと思いますけれども、先々を見越しますと保護者、施設側双方にとりまして利便性が高まると思いますので、今後、推進に当たっては中期的な目線に立って検討してまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 照川議員。

○4番（照川由美子君） 分かりました。システム、そして、セキュリティーの対策と環境整備、本

本当にこれから大変になるし、紙ベースとデジタルと両方をやっていかなければいけない、ここ数年間になると思います。どうぞ、その大変さはちょっと分かるような気がいたしますが、ここに向かって鋭意努力していただきたいというふうに思います。

次に、58号です。勝浦市水道事業条例の一部を改正する条例の制定についてというところで、ちょっと基本的なことをお聞かせください。1点目は、必要があると認めるときは、メーターの点検を隔月にし、とあります。この「必要があるとき」という文言の説明と、それから、2のやむを得ない理由があるときは、市長は定例日以外の日に点検を行うことができるとあるが、このやむを得ない理由等はどんな状況を指しているのか、まず、伺いたいと思います。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。窪田水道課長。

○水道課長（窪田 正君） お答えいたします。まず初めに、第23条ただし書の中になりますけども、必要があると認めるときはメーターの点検を隔月にし、とございます中で必要があると認めるときはどのようなときかという御質問でございますけども、料金算定の基礎、まず、こちらが毎月であるという根本的な考え方を基本といたしまして、経費節減による経営改善、これを目的として、隔月検針、隔月請求にしようとするものでございます。このことから継続的に使用されている、水道使用者の方々、こちらは経費削減のために必要な検針方法、また、請求方法を考えますので、ほとんどの水道使用者の方々が「必要があると認めるとき」、こちらに該当するものと考えております。

続きまして、第23条第2項に規定いたします、やむを得ない理由があるときは市長が定例日以外に点検を行うことができる、この中のやむを得ない理由とはどういう理由かというところでございます。これにつきましては、中途での開閉栓ですとか、漏水の確認のために発生します点検、こちらを想定しております、これもその都度に行わなければなりませんことから、第2項で規定しようとするものでございます。以上です。

○議長（松崎栄二君） 照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） 大体分かりました。漏水とか、これからいろいろと問題は多く出てくるのではないかというふうに思います。昨日、鴨川市では、駅付近で大きな漏水がありまして、「市民の皆さん、水を用意をしてください」という放送が夕暮れどきにありました。

様々、水道の問題はあると思うんですが、ここに書かれてある納入通知書、集金、そのほかの支払い方法によって毎月または隔月に改め、とあるんですが、このところをもうちょっと説明していただきたいということと、それから、経費削減等のメリットがあるのではないかなど思いますが、どの程度を考えているのか。何かそのほか懸念されたことがあつたら、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。窪田水道課長。

○水道課長（窪田 正君） 納入通知書、これは第27条第1項の部分になってきますけども、納入通知書、集金その他の方法により毎月または隔月に改め、とある中で、この内容につきましては、現行の水道事業条例、こちらでは、料金の徴収方法としまして、納額通知書または集金の方法により毎月徴収するというような形で規定されております。現行の請求につきましては、納入通知書という形で行っておりますから、まず、1点目としましては、名称を現行のものに改めようとするものでございます。また、その他の方法としまして、口座の引き落としですとか、水道課の窓口での納入もありますことから、これらに対応するために、その他の支払い方法、この文言を

加えるものであります。

また、毎月、隔月とすることにつきましては、毎月につきましては、中途で閉栓された使用者などに対応するための方法でありますと、隔月につきましては、先ほどの説明と重複する部分ございますけれども、継続して使用されている水道利用者の場合の対応方法、このような形になります。

この隔月検針、隔月請求による経費削減などのメリットはどの程度あるかというところでございますけれども、まず、隔月検針につきましては、検針の委託料ですとか、検針機器の借上料、また、細かなところでは検針票のロール紙、こういった部分の消耗品の経費、また、隔月請求につきましては、請求書ですとか、使用水量のお知らせといった、発送に係る郵送料、また、通知書などの印刷ですとか消耗品類、また、各金融機関の口座振替ですとか、コンビニでの支払いに関わる手数料など、これらの経費の削減が見込まれると、このように考えておるところでございます。

また、デメリットというところでありますけれども、こちら検針の間隔が2か月ごとになることに伴いまして、メーターより内側での漏水が発生した場合、ここでの発見が遅れてくることが懸念されるかなと、このように考えております。これにつきましては、各家庭での漏水を早期に発見する方法につきまして、広報ですとかホームページ、また、チラシ、この辺を活用した上で周知を図っていきたい、このように考えております。以上です。

○議長（松崎栄二君） 照川由美子議員。

○4番（照川由美子君） 私は、よい方法で、もう少し早く改正できればよかったのではないかなどいうふうに思っているわけですが、市民の間でも、この点については話題になっておりました。漏水が発見が遅れたりするということについては、やっぱり、ああ、そういうこともあるんだなと、今聞いて思ったところですが、このタイミングで改正をするということは、いろんな事情が入っていると思います。この改正に寄り添って、この水道事業、展開をしていただきたいなと思って、質問は終わります。

○議長（松崎栄二君） 鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 私は、議案第55号並びに56号と59号、この3つの議案に対して質問させていただきます。

最初に第55号。前段者が2名、同じような内容の質問をされておりますが、私も、前々段者の意見に、ほぼ同じ内容です。質問は、まず1点目としては、火葬場の設置管理条例の一部を改正する条例の制定で、なぜ今、使用料を改定するのか。使用料改定するに至った経緯をまず1点目としてお伺いします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。植村財政課長。

○財政課長（植村 仁君） お答えいたします。狩野議員の答弁とちょっと重複するかと思いますけども、施設等の使用料につきましては、まず一つとして、勝浦市行政改革大綱、こちらは平成29年から令和4年度までの計画になりますけども、その中において受益者負担の明確化を図る。実施計画の中では、歳入の確保ということで使用料手数料等の見直しということで、施設等の使用料、手数料を徴収するに当たり、原価算定方式等を取り入れることにより、受益者負担の明確化を図り、公平公正な使用料等を算出しますという計画が盛り込まれております。

それを受けまして、本年10月に、市民サービスの提供は施設の保全を適切に行っていくための、

公共施設の使用料の設定基準を明らかにしました使用料の見直しに関する基本方針というものを策定したところでございます。その基本方針に基づきまして、今回、火葬場の使用料についても、受益者負担の考えにより、施設を利用する者に相応の負担をいただくということで提案させていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 行政側の改定の理由は分かりました。ただ、先ほどの前段者とこちらも重複した質問になります。まず、現在のかつうら聖苑、これが平成17年から稼働していまして、その当時に実は私は非常に深くこの現かつうら聖苑には関わっていました。この6,000円の現行は、先ほど説明がありましたが、前段者の質問で、昭和62年からもう40年も近く、40年までたちませんけど、35年ぐらいいたつ中で、ずっとこの金額を維持してきた。そしてその後、平成17年に現かつうら聖苑を新築、建て替えをして、このときに、実はこの使用料については非常に検討をした経緯がございます。当時は藤平市長でした。

なぜこれを据え置いたかということにつきましては、この火葬場というのは市民全員、市民である以上、最期を迎えたときに、誰しもがこの道のところを通っていく、100%の方がこの火葬場を今、利用する。土葬はありませんから。そういう中において、皆に対して平等という言い方は変ですが、皆、使う部分なので、ここの料金をあまりいじらないほうがいいんじゃないかという考え方もありましたし、その当時、言ったら、議員さんの側から、あまり火葬場のことはいじらないほうがいいよというような御指摘もいただいた。まあ、それはいろんなことがあるんでしょうけど。そんな中でそういうこともある中で、据え置いてきた部分があります。

そしてこれが近隣とは確かにその当時から、もう近隣は今の状況でやっぱり1万5,000円とかになっていましたが、何ゆえ勝浦が6,000円を置いたかというと、先ほど言ったとおり、勝浦市の、勝浦としては、これを市民に対しての一つの、これを値上げすることは当時はしないという強い決断がありました、このようになってきています。

そして、何ゆえ今、これをという、1問目で質問しましたけど、市のほうの行革大綱なり、歳入の確保のための使用料見直し基準ができたということでやるということであります、ほかのことについては、それはもう当然やるべき、要は、使用料としても納める人がいろいろありますけど、この火葬場のように、全市民が対象になる部分については、私はいじらなくていいんじゃないかというふうに今も思います。

先ほど前段者が言いましたけど、今、コロナ禍の中で、いろいろ苦しんでいるというか、給料自体も減額されたり、いろいろな対応が市民の懐に影響しています。その時期にこれをやるというのは、私は考えられない。やるんであれば、これはコロナ禍が落ち着いて、さらにまた検討した結果、やっぱり市の財政状況を見ると、やっぱり少しでも歳入を増やすという意味では検討しましたということであれば、それはそのときの問題になるでしょうけど、今これをやるということは、逆に市民感情を逆なでするような、そんな対応になろうかとは思います。市長が公約した料金改定、水道料金、ごみ袋さえやらないのに、ここで市民から逆に金取るのかというような、そういう感情が生まれてくることが必然としてあると思います。ですから、提案した市長が、私はここで、これを取下げろと言いませんけど、私はここで出すべきじゃなかったかなというふうに思っています。

そこで2点目でお伺いしますが、市長として、この提案をするに当たって、いろいろ府内で検

討していると思いますが、市長はどういうふうにこの値上げについて考えているのかについて1点目でお伺いします。

それと2点目としては、先ほど前段者の中で、質問で、昨年の使用者数は出ましたが、市内的人は333、市外が12、これを簡単にこの4,000円掛ければ、平均的に300、以前から300人前後でしたが、最近若干増えている数字もあろうかと思いますが、その辺の数字だけは幾らでもないって言ったらおかしいけど、それを私は今やる必要がないと思いますが、財政的にやらなきゃいけないのか、今。その辺について財政課長にもお伺いします。

あと、先ほども前段から出していましたが、17年から指定管理ということで委託をしています。17年以前は、ここは市の直営で、市の職員が火葬をやっていました。そのときから、やっぱりそういうときは、やっぱり市民に対するサービスがいろいろ言われていましたが、指定管理になって非常によかったですという、ちゃんとした教育を受けた人たちが、要は火葬の教育もあるんですね。火葬のやり方。その人たちがやっているんで、非常に最近、17年以降は、勝浦市の火葬場はきれいになったし、職員の対応も非常にいいしという、非常にいい評判を受けて現在に至っていると思います。

そういうことにおいて、今後も指定管理を続けていくんでしょうが、指定管理をしている部分とこの歳入の部分では、私は全くそれは相入れないものだと思います。あくまで市は、市民サービスのための状況を十分に考えて、特に火葬については、火葬場については、私はここで料金改定をする必要はないというふうに思います。そういうことも含めて御回答いただきたいと思います。以上です。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。植村財政課長。

○財政課長（植村 仁君） お答えいたします。先ほども答弁いたしましたけども、施設の管理維持、維持管理、また、持続可能な財政運営を進める上で料金改定は必要不可欠だと思いますので、ぜひ御理解いただいて、お願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 次に、土屋市長。

○市長（土屋 元君） 火葬場については、平成17年前は、やっぱりこの近隣でも一番老朽化した、そして、決してサービスはいいほうではなかったと私は記憶しています。その当時の料金設定が6,000円。それが平成17年に、やっぱりみんないろいろ努力されて、すてきな、すてきなというよりも、きれいな、清潔な火葬場ができた。できたときのその前に、仮火葬場の問題もありましたが、やはり市民サービスのために、近隣を借りるんじゃなくて、直営の仮設火葬場をつくったりしていました。そして、そういう中で、料金を変えないでそのままやってきたというのは、それはそれなりの当時の首長さんの判断だと思います。

やはり今、勝浦市の経常収支比率が93%台。非常に、95%になると、今度は国のヒアリングになるような非常に厳しい中で、県から特に指摘されているのは、使用料をやはり近隣並みにやっぱり見直しして、相当の受益者負担にしなければ厳しいですよという指摘がこの数年されております。そういう中で今回、やはりそういうことを踏まえて、ただ、いきなり近隣云々じゃなくて、サービスは近隣よりももっと下げれば、福祉になります。しかし、高いものもいっぱいあるわけですから、高いものも下げるためには、やっぱり、安いものもある程度の負担をしてもらう。激変緩和で1万5,000円にするわけじゃなくて、1万円にするということに対して、市民の理解を得られないということは私は考えてはいません。

そういう中で、昔の火葬場の6,000円の料金でのサービスと、今の施設の、そしてサービスの中を比べたら、近隣の1万5,000より1万円すれば、決して高額の負担を市民に押しつける、コロナ禍といえどもって言うけど、やはり、適正なる受益者負担のやっぱりことも図っていかなくちゃいけないということさせさせていただきました。以上です。

○議長（松崎栄二君） 鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 今おっしゃることは分かるんですけどね。おっしゃることは分かるんですけど、こと、火葬場の使用料については、先ほども言いましたけど、市民全部の方が使う場所であります。そういうところにおいて、やはりこの市民サービスはこのままのもので続けていって、永久にじゃなくて、先ほども言いましたけど、時期をもう一度見てもらいたいなということは言えると思います。

ですから、今回、提案はこれは提案で受けて、これについて改めて協議して、コロナがまた、このコロナ禍、オミクロン株がどうなるか分かりませんけど、いずれにしてもコロナも鎮静化していくんだろうというふうな気もします。そのときに、改めてこの提案を再提案をしてもらえば、またいいのかなというふうに私は思います。ですから、ここを全く駄目という話じゃなくて、やはり時期を考えたほうが、私は、土屋市長のためじゃないかなというふうに思いますよ。

それで、以前にも話をしましたが、市外者のほうは3万円据え置き、これは市外もみんな大体同じ料金、私も調べたらそういうふうになっています。以前にも提案させてもらったんですけど、私は逆に言ったら、市外者の使用が昨年中12件ということですが、これは、私は減額していいんじゃないかなと。例えば3万円を2万円とか、1万5,000とか、そのぐらいにして、ここの使用者数は実は333というのは、これ、当初設計の半分です。2炉あります。当初は何かの災害のときに、ぐんと来たときにということで、1炉では絶対対応できないので2炉。2炉を今、交互に使っていますけど、2炉をフル回転もできる。対応には、職員体制はそれは応援が必要だと思いますけど、なろうかと思います。そういうときにやっぱりこれ市外からのものをもっと受け入れてもいいんじゃないかなと。

以前にも話したのは御宿町。そのときにも話した経緯はありますが、今、御宿町はいすみ市の聖苑を使っていますけど、やっぱり近隣で、やっぱり御宿のほうからも受け入れてもいいんじゃないかなというふうに、私は受けることができる施設ですので、いいんじゃないかなと思いますが、それは隣の町同士のいろんなものが、相互関係のものがあるので難しい部分もあるかもしれませんと、そういう話も首長同士でしたらどうですかと以前提案させてもらったけど、担当に聞いたら全くしていませんという話ですので、でも、これを逆に言ったら市外の者の料金をこれを逆に下げる提案も、同時にやっていただけるとよかったです。

そういうことで総体的には、私は今回やるべきではないというふうに思いますし、財政的な面からやるということについては、市長が言っていた、県全体を見ても、やっぱりこの使用料は見直せということだそうですが、勝浦市としては、この部分については、私は現状を確保してもらいたいということを申しまして、答弁は要りません。以上です。

続いて、第56号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。この6条のところを改定するわけですよね。6条の1万6,000円を1万2,000円に減額する。これ、根拠についてまずお伺いします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、6条中の1万6,000円を1万2,000円に減額する根拠についてでございますが、現在、国民健康保険の出産育児一時金は総額42万円を支給しております、この額には、産科医療補償制度の掛金も含まれております。6条中の1万6,000円を1万2,000円に減額する部分についてでございますが、この産科医療補償制度の掛金、最終的には損害保険会社へ支払われる保険料に当たりますが、今般、制度改正により、この掛金が引き下げられましたことによりまして、本条例中の額も減額させていただいたというところでございます。以上です。

○議長（松崎栄二君） 鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） じゃあ、これを1万2,000円に下げるということは、これは該当者については非常に負担が減ることになるのかなと思うんだけど、もう一度、1万2,000円と1万6,000円の差が、国のはうが変わってきてるからではあるんでしょうけど、下げたことによって、どういう影響が出るのか、そこだけ教えてください。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。下げたことによりまして、本来ですと、今、42万円支給しておりますので、その部分を下げるということは、普通に考えますと、今まで42万円支給していたものが、例えば41万6,000円になってしまいうとい、逆に不利益になってしまいう可能性もあったんですけども、また、これ、国の審議会におきまして、今、少子化の対策としての重要性に鑑みて、総額42万円は維持すべきとの方針が示されましたことから、本条例の中で、一部、出産育児一時金分を40万4,000円から40万8,000円、逆に引き上げております、ですので、総額としては42万円を維持するといった立てつけの改正でございまして、本人様にとっては、42万円をもらえることは変わらないんですけども、掛金分を下げる分は、また出産育児一時金分として4,000円分を引き上げていますので、トータルでは42万円を維持しているといった改正になります。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） それでは、3点目の、議案第59号 勝浦市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてお伺いします。実は、私も今年から消防委員になりまして、委員会のはうに出席をさせていただいて、この問題については承知をしておりますが、あえてこのところでやっぱり議会の中でやっぱり聞いておく必要があるかなというふうなことも含めて通告をさせていただきました。

1点目になります、新たに機能別団員というものが出てきました。消防団については、基本団員と機能別団員についてこれから対応するということありますので、まずはこの活動、基本と機能別の団員の活動の違いがあると思いますが、それについてお答えお伺いします。

それとあと、新設ですので、特に報酬、消防団員の報酬がございますが、これについて1万円とした根拠についてお伺いします。

それとあと、関連質問になってしまいますが、出動手当が現在、基本団員については、出動手当、有事の際に出動すると1回当たり1,900円ということに条例上なっています。これはたしか平成21年に改定があったのかなというふうに記憶しておりますが、それ以前は2,100円だったのかな。ここで200円減額した。逆に減額したんですね。それはその当時の周辺とのいろんなこともあったんでしょうけど、これをやっぱりこの際、私は、消防団員が逆に言って減っている状況、今、

定員になっていない現状で、やっぱり消防団なり手が少ないと。これは報酬が高い低いは全然、全く関係ないと思うんですけど、そういう中でも消防団員になってくれる方、そして、有事の際にはいろいろと対応してくれる。そして、台風だの災害だのときも巡回したり、自分の身も顧みず市民のために、大げさな言い方じやないですよ、これは。本当にね、やってくれている方には、私は敬意を表したいと思う。

その団員手当はやっぱりもう少し上げてやっていいのかなと。郡内で統一してやっていますよという、以前、話があったと思うんですけど、逆に言えば、その辺を上げるような対応を勝浦市のほうからも提案してもいいのかなというふうに思いますので、その1,900円とした時点の、なぜ下げたのかという、当時のことと、これをまた、逆に増額してもいいんじゃないかなと思いますが、その辺の考えについてお伺いします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。神戸消防防災課長。

○消防防災課長（神戸哲也君） お答えいたします。まず、1点目の、基本団員と機能別団員の違いでありますけども、基本団員につきましては、これまでどおり、火災発生時には消火などの活動、また、地震、台風などにおいては警戒や災害防除、また、津波の際には、車両などを高台に上げながら、限られた時間で避難の呼びかけを行ったり、また、大規模災害に対する対応などもお願いいたします。また、歳末の特別警戒などを実施していただいたり、まれではありますけれども、行方不明者が発生した際には、その捜索もお願いをいたします。平時には訓練の実施、機械器具の点検、また、水利周りの草刈りなどもお願いいたします。そのほか、花火大会での警戒とか、分団や班におきましては、場合によっては自主防災組織などへの協力とか、指導というようなこともあります、幅広い活動となります。

機能別団員につきましては、この中から、火災における消火活動、また、大規模災害の対応、場合によっては行方不明者の捜索というようなことをお願いします。訓練につきましては、基本的には対応しないことになりますけれども、やはり消防ポンプ自動車とか、小型動力ポンプなど、機械が更新された場合には、やはり操機員という立場にもなり得ますので、そこはやはり訓練は受けていただかなければならぬので、そこは、その部分の訓練には参加していただくことになります。以上です。

失礼しました。2点目の、報酬を1万円とした根拠でありますけれども、これは近隣市町の額を参考にして、勝浦市消防団の役員会議に諮った結果をもって、議案としております。ちなみに、いすみ市が1万円、大多喜町が1万1,000円、市原市で1万2,000円、君津市で1万円、南房総市で1万5,000円。前年度と今年度を比べますと2団体、機能別消防団制度を導入した団体があります。これが成田市と酒々井町ですけども、いずれも報酬が1万円となっております。

次に、以前、出動手当が1,900円に減額された、この理由ですけれども、近隣並みにしたということです。報酬、手当の額を増額しないかということありますけど、同じく郡内の2市2町で、現在、手当、報酬の増額についてを検討しているところであります。以上です。

○議長（松崎栄二君） 鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 説明は分かりました。今、消防団員の確保が非常に困難というか、定員に満たない状況を先ほど言いましたけど、結局、昼間、有事の火災があった場合、私も若いときに消防団に入っていましたけど、前、市役所職員だったのでいつでも行かせてもらえたんですけど、サラリーマン化というか、サラリーマンになって市外に勤めている人が多いんですよね。そうし

た場合の昼間の対応は非常に困難がある中での、この機能別団員ということになろうかと思いま
すので、この機能別団員については、これは団員であれば、各班に分かれて、それこそ、自分
持分があるんですけど、機能別団員の所属というのは、どういうふうになるんでしょうか。団員、
各班に分かれて、各班に1名、2名というか、そういうふうになるのか、その辺のことについて
説明してください。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。神戸消防防災課長。

○消防防災課長（神戸哲也君） お答えいたします。この機能別団員は不足する分団、班に配置とい
う形になりますけれども、本部付けという形で考えております。以上です。

○議長（松崎栄二君） 鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） じゃあ、機能別団員も一応、1万円の報酬、出動手当も当然、同じように、
団員さんのように出るということの解釈でよろしいのか。それとあと、今、やっぱり65歳までと
いうことみたいなんですけど、それ、みんな、皆さん経験している方が来ますので、さほど難し
くはないと思いますが、逆に言ったら機能別消防団の人はみんな年上なんで、あまり若い団員に
圧力かからないような、昔はこうだった、消防団活動を経験したらこうだったということがあつ
て、若い団員が逆に居づらくなるような、そんなことがないような教育を、教育はおかしいけど、
そういうことがないような対応をしてもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。神戸消防防災課長。

○消防防災課長（神戸哲也君） お答えいたします。まず、出動に係る手当ですけれども、報酬は先
ほどのとおり1万円ということで、基本団員とは別の設定になりますけれども、出動に係る手当、
またはこれから報酬になるか分かりませんけど、そこは基本団員と同額になります。

そして、元O B団員で、元いた詰所に戻ってきて、年上で先輩面とか、そういうところであり
ますけれども、団のほうにもアンケートなどをとりまして、やはりその点を心配されておりま
して、指揮命令系統につきましては、やはり本部から分団長、分団長から機能別団員に、分団長の
指示に従いなさいと。もし地元での動く場合には分団長の命令に従えということもきっちと言つ
ていただきたいというような御意見もありますので、その辺は徹底していけたらと考えています。

また、要件もありますけれども、その要件にて該当すれば誰でもというわけではなくて、地元
分団長の推薦とか、区長の推薦に基づくということになります。以上です。

○議長（松崎栄二君） 11時20分まで休憩いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（松崎栄二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

皆さんに申し上げます。質疑の場でありますので、自分の意見は述べないようにお願いいたし
ます。

戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 私からは、議案第59号 勝浦消防団条例の一部を改正する条例の制定につ
いて伺います。前段者も同じ質問がありましたので、重複しない部分で聞いてまいりたいと思いま
す。

まず、機能別消防団制度の導入の意図と趣旨について伺います。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。神戸消防防災課長。

○消防防災課長（神戸哲也君） お答えいたします。人口の減少による団員確保の困難、サラリーマン団員の増加による、特に平日日中の災害対応できる消防団員が限られ、災害等の現場で不足する消防力補完するために導入するものであります。以上です。

○議長（松崎栄二君） 戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） この改正案の条例文を見ますと、第6条の2項3号で、市長が定める特定の消防活動というふうに書いてあるんですけども、この特定の消防活動とは具体的に何を指すのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。神戸消防防災課長。

○消防防災課長（神戸哲也君） お答えいたします。先ほどの答弁のとおり、火災時の消火活動、また、大規模災害時の対応、そして、場合によってですけれども、行方不明者が出了した場合の捜索をお願いする。また、特定の訓練ということになります。以上です。

○議長（松崎栄二君） 戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） そうすると、消火活動だったり大規模災害時の対応だったり行方不明者の捜索等々について、今後、要綱等で規定する予定があるということでしょうか。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。神戸消防防災課長。

○消防防災課長（神戸哲也君） お答えいたします。この条例案の可決の暁には、規則と、また、機能別団員の要綱を定めてまいります。以上です。

○議長（松崎栄二君） 戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 先ほど、前段者のほうから、機能別団員の、入っていただくに当たって、現役団員とのあつきと言ったら言い過ぎかもしれませんけども、やっぱり大先輩の皆さんなので、気を遣うという部分について質問ありました。私も、今回、現役の消防団員としてまだ10年目のペーペー、平ですけれども、また、役員の皆さんたちがおられる中で、大先輩がおられる中で恐縮なんですが、平の団員の立場として皆さん的心配を基に質問をさせていただきます。

先ほど、各分団における立ち位置についてお話があったと思うんですけども、この辺ちょっともう少し詳細をお伺いしたいんですが、まず、この機能別団員になるための要件をもう少し詳しくお聞かせください。年齢等も含めてですね。改めて。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。神戸消防防災課長。

○消防防災課長（神戸哲也君） お答えいたします。機能別団員の要件でありますけれども、まず、市内に在住または勤務していること。そして、出動の要請に直ちに出動要請を請けられることですね。また、消防の経験がある。この経験とは、元消防職員、または消防団員。消防団員の場合は5年以上の経験を要するということになります。年齢につきましては、満65歳まで、任期が2年でありますので、任期中に65歳を迎えた場合には、任期終了まで団員の資格があるということを継続していただきます。以上です。

○議長（松崎栄二君） 戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） この点について、先ほど前段者のほうから確認ありましたが、本部付けとなるということになると思うんですよね。しかしながら、一方で、機能別消防団員になる要件を満たした方というのはやっぱり地元の消防団の卒業をされた方の大先輩ということになります。そうすると、やっぱり現役団員としては遠慮せざるを得ない部分がどうしても出てきます。そういう

ったときに、やはり、お願いする側としてはお願いしに行きます。そのときに、いや、本部付けなんで、立ち位置としては、現役団員のこれこれこういう立ち位置なんですよというのではなくか現実言えないということがあると思いますので、機能別団員になられた方に対しては、本部のほうからもう一度趣旨の説明と班における立ち位置というか、動き方については、本部のほうからぜひとも詳細な説明をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。神戸消防防災課長。

○消防防災課長（神戸哲也君） お答えいたします。そうですね、機能別団員になる方には、もちろん本部から十分説明はしていきたいと思います。また、地元の欠員している、活動していただく側の分団長、こちらの推薦も必要となっていますので、その辺の御心配は多少の解消はあるのではないかと考えております。以上です。

○議長（松崎栄二君） 戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 次に、定数の見直しについてという部分でちょっとお伺いしたいんですが、機能別団員制度の導入に当たって、勝浦市消防団の不足している定数を補うためというような説明があったかと思うんですが、まず、大前提として、勝浦市消防団の定数の見直しについては、これまでどのように御検討されたのか。また、機能別団員の導入に当たっては、定数との関係についてどのような御検討があったかお聞かせください。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。神戸消防防災課長。

○消防防災課長（神戸哲也君） お答えいたします。定数の見直しにつきましては、今回は考慮しておりません。欠員についてを機能別団員で補充するという考え方であります。この定数の見直しにつきましては、長い歴史の中で消防力の基準というようなものを、これ、人口割とか、市域、面積とか、そういうところから、車両が何台必要だとか、団員がどのくらい必要だというようなものを積み重ねた結果で、これまでの定数で多少の削減はありましたけども、これまで引き継いでまいりました。人口が少なくなったからというところで団員を減らすということも考えられますけれども、まず、市域、面積が変わらないということと、建物棟数は、人口が減った割には、棟数がありますので、むしろ、その管理の面では、管理がちょっと下回っていった場合、逆に言うと危険の負担になってしまうかということを考えますと、団員をなかなか簡単に減らすということはできないのではないかと考えます。

仮に団員を減らすということになりますと、そのほか、自主防災組織を設置率を向上させるとか、ほかの防災の団体を充実させるとか、団だけではなくて、市の防災体制全てについて見直していくながらの考え方になると思いますので、そこは慎重にいかなければならないかということでお考えしております。

現在のところ、見直しについては、必要は多少あるかと思いますけども、さらに研究が必要であると考えております。以上です。

○議長（松崎栄二君） 戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 現在、定数割れというか定員割れしていると思うんですけども、現在の団員数と現在の定数をいま一度お聞かせください。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。神戸消防防災課長。

○消防防災課長（神戸哲也君） 現在、条例定数423人に対しまして、実員といたしましては381人、42人の減となっております。以上です。

○議長（松崎栄二君） 戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 最後の質問になります。消防団の定数の見直しについては、私も、30年の6月に一般質問でさせていただいています。このときに当時の担当課長から伺った内容としては、勝浦市消防団の定数の考え方としては、総務省の消防庁の消防力の整備指針に基づいており、その整備指針はどういうふうになっているかというと、ポンプ車の台数1台当たりにつき何名というふうに基準が決まっていて、その台数掛ける何人、イコール423というふうに伺っています。

しかし、一方で、最近、法改正がありまして、これについては見直しがされています。その法改正の内容によると、平成26年、市町村ごとに条例定数や地域性、歴史的背景などの実績を踏まえて、消防団員数を考えましょうということで、いろいろ事情がある中で、各市町村に指針を示すために計算式というのがあるんですね。要は、消防団の定数を出すための計算式というのが、消防庁のほうから出されています。それによると、現在の勝浦市的人口で考えると、350程度。計算式を当てはめるとそういうふうになるんですね。

しかし、とはいっておっしゃっていただいたように、勝浦市は広いですから、人口密度補正という計算式もあります。これを入ると、370程度ってなるんですね。今の消防団員の実数が380なんです。つまり、この計算式にほぼ沿った形に減ってきてているんですね。

今、私、浜勝浦の消防団におりますが、やっぱり定員割れをしておりまして、新入団員の確保が本当に困難です。若い人がいませんので。そんな中で、機能別消防団員が入っていただけるというのは本当にありがたいことである一方、現役団員としては、特に平団員としては、皆さんの思いを集約してお話しすると、僕たちいつ卒業できるんでしょうかと。卒業したとして、機能別団員としてまた入るんであれば、一生消防団員ですよね。そういうことも地域を守るために仕方ないとはいって、現役世代の皆さん的心配もありますので、やっぱりいずれ定数というものは見直すときに来ているのではないかということありますので、また、この点で委員会のほうで質問をさせていただきたいと思いますので、御答弁は結構です。

○議長（松崎栄二君） 以上で通告による質疑は終わりました。

通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑はありませんか。磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） 私も、通告してないので、1回だけ聞かせていただきますが、58号、水道事業条例の一部改正で、先ほどちょっと課長ともお話しさせていただいたんですけども、先ほど課長のほうから、隔月の点検、水道メーターの点検をされてというお話がありました。その中で、漏水の確認が遅れるというようなお話をされておりましたが、月頭に点検をされて、私の話になってしまいますが、会社のほうに、非常に宅内の漏水のお話というのが、依頼が来ます。そういったのを考えたときに、やはり2か月に1回ってなると、これ、見つけにくくなるのはもちろんのことだと思います。そうなった場合に、気がつかないうちに料金だけが上がっていく。使っていないのにね。使ってないのにメーター回ってるから料金は上がっていくって、それを見つけて修理をした時点で、見つかった箇所によって減免処置をしていただけるというような形を今とつていただいていると思うんですけども、その辺について、減免処置の方法というのは、この隔月になつても同じなのか、それとも、何かこう、変化をさせる予定があるのか、その辺で1点だけお聞かせください。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。窪田水道課長。

○水道課長（窪田 正君） お答えいたします。2か月に一遍の検針により、漏水の発見が遅れるこ

とが懸念されるというところで、漏水してしまった場合の減免方法というところでございますけども、今現在の対応といたしましては、直近3か月の平均値、または前年同月の数値、これと当月に出ました水量の比較というところで、減免の体制のほうを整えておるところでございます。基本的に減免の方法については、今までと同様の方法になることになりますけども、言い換えれば検針が終わって即に漏水が発生した場合というのは、限りなく倍に近い数値になっていってしまう。この辺がございますので、御自分の家庭のほうで発見できる方法、こちらにつきまして、周知のほうを細かく図っていきたい、このように考えております。以上です。

○議長（松崎栄二君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） これをもって質疑を終いたします。

ただいま議題となっております議案第54号ないし議案第58号は、産業厚生常任委員会へ、議案第59号は、総務文教常任委員会へそれぞれ付託いたします。

○議長（松崎栄二君） 次に、議案第60号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算、議案第61号 令和3年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第62号 令和3年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上3件を一括議題といたします。

本件につきましても、既に提案理由の説明並びに補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、狩野光一議員。

○2番（狩野光一君） それでは、私の方からは議案第60号 一般会計補正予算についての内容について、2項目について質問させていただきます。

まず、31ページ、農業費、農業振興費、主食用米等作付農家支援事業についてでございます。議長の御指導により端的に質問という形をとらせていただきます。まず1点、この事業の対象者についてお伺いします。米の作付農家であれば、県の中小企業等事業継続支援金の交付及び市の農林水産業者事業継続支援事業、これによる上乗せ給付を受けた対象者、これも含まれるということになるのか、お聞かせください。

次に、給付の方式について。従来、コロナ関連の支援については、一定の売上げ減少、これに対して一定額を支給すると、そういうものがありましたけれども、今回はこれは価格補填という形になっております。こうした形式を取られた理由というのはどういうことでしょうか、お聞かせください。

次に、事業の継続性について伺います。令和4年以降、すなわち来年以降の米価が、本年度と同じ水準になった場合、これは農家の事情は同じということになるんですが、この際にも同様の給付を行う予定でいるのかどうか、お聞かせください。

4番目に、他産業者の経済的負担の軽減についての対応でございます。コロナ禍の影響で、現在、業種を問わず、事業者の負担が増えている。こうした中で、今回の対象とは違うと思うんで

すが、お米以外の作物を作っている農家、あるいは漁業、商工観光等、事業者の経済的な負担、これに対する評価及びその負担軽減対策というのはいつ頃行われる予定であるかお聞かせください。

続きまして……。

○議長（松崎栄二君） 1項目めでいいと思います。

○2番（狩野光一君） これで1項目でよろしいですか。では、お願ひします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。まず、1点目の、勝浦市中小企業等事業継続支援金の対象者も今回含まれるのかという御質問でございますが、ある程度大規模に農業を経営し、農業による収入を主たる収入としている事業者の方におきましては、県の中小企業等事業継続支援金、及び、市の支援金と合わせて20万円の給付を受けることができますので、今回は、主食用米等作付農家支援事業補助金の対象者には含めない方向で検討しているところでございます。

2点目の、今回価格補填とする理由、あと1俵当たり2,000円とした根拠についてでございますが、農協への販売俵数につきましては生産者ごとに幅があるため、一律とはせず、俵数に応じた補助としたものでございます。

また、農協への米の拠出につきましては、コシヒカリ、ふさこがね、あきたこまち等がありますが、拠出した俵数で見ると、コシヒカリが全体の75%を占めており、本市の主食用米はコシヒカリが主要な产品であることから、コシヒカリの下落額を指標とさせていただきました。コシヒカリにつきましては、令和2年8月の買取り価格1万3,000円から、令和3年同時期で9,000円と、過去に例を見ない下落となったところであります。このため、同様の補助を行っている自治体を参考に、下落した額4,000円の2分の1を補助することで今回予算計上させていただいたところでございます。

3点目の、令和4年度以降も米価が下がった場合、同様の給付を行うのかという御質問でございますが、来年度以降につきましては、そのときの社会経済情勢、米の価格、市の財政状況等を勘案して判断していくかと考えます。

それから、4点目の、米農家以外の農業、漁業、商工観光業等への対策についてでございますが、今回の補正予算は、過去に例を見ない米価の下落によります米生産者の耕作放棄や離農を防ぐことを目的とした緊急的な支援でございますので、米以外の产品、及び他業種への対策につきましては、現時点では考えていません。以上です。

○議長（松崎栄二君） 狩野光一議員。

○2番（狩野光一君） ありがとうございます。県の継続支援金等の対象者は、対象外、含めないということで、検討中であるという考え方ですが、この検討の結果というのはいつ頃になるのかお聞かせいただきたいのと、下落幅の2分の1の支援をするという部分、2分の1がなぜ2分の1かというところになってくると非常に細かい話になってくると思います。これについては了解をさせていただきたいと思います。今後の継続性についても、今後の社会情勢、あるいは市の財政状況等々を総合的に勘案して御検討をされるということでありますので、そういう方法しかないのかなというふうに感じております。

4点目ですね。お米が、過去に例のない下落のために、お米に対しての支援、米作を離れないようにという、そういうお考えのもとという御説明もありましたけれども、お米が4割というこ

とですが、私、漁業に携わっております。勝浦の主な魚種、水揚魚種でありますキンメダイに至りましては、コロナ以前については、それはサイズによっても違いますけれども、1キロ1万円から2万円という値段もつけています。常にその値段ではないですけれどもね。それがこのコロナ禍では、三千数百円。ときには3,000円を切るような値段になっているわけですよ。これもまさに、前例のない価格の低迷であるというふうに我々は感じておるんですけれども、その点について、これは、私は漁業のことしか分からない。商工観光でももちろん同様の事態はあると思うんですね。そこについては、やはり平等の観点からも均等に、業種によって評価の仕方というのはこれは変わると思います。ただ、その評価の方法を検討した上で、適正な支援というのは、これ、平等に行われるべきだと思うんですが、この点について執行部としてどのようにお考えか。この2点、御質問いたします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。まず、1点目の、いつ頃、支援金対象者が決まるのかという御質問でございますが、現在、補助金の交付要綱の策定に入っています。この中でその辺、交付対象者は明記していくことになりますので、要綱の策定の中で決定していきたいと考えております。

それから2点目の、水産業の関係でございますが、農林水産課といたしまして、現状とその他、各種補助金制度について検証してまいりたいと考えます。以上です。

○議長（松崎栄二君） 狩野光一議員。

○2番（狩野光一君） 今回、予算として金額が計上されているわけですね。その対象者を今後決めるという、これ、順番逆ではないかなとは思うんですけれども、この作成された要綱というの、この予算を執行する前に議会にかかるのかどうか。それを1点お伺いしたい。

あとは、漁業、ほかの産業に対する部分については、今後検討されるということですけれども、先ほどお話ししたのは、公平性についてどのようにお考えになっているかというところをちょっとお尋ねしたんですけれども、3回目になりますので、以上、お聞かせください。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。予算につきましては、農協さんから、農協さんに拠出した俵数データをいただいております。それに基づきまして、1俵当たり2,000円、上限額を5万円として算出した予算になっております。

また、2点目の、漁業関係者との整合ということでございますが、繰り返しになりますが、現状把握をまずさせていただいて、その中で補助制度の必要があるのかどうか、その点を検証してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（松崎栄二君） 狩野光一議員。2項目め、お願いします。

○2番（狩野光一君） ありがとうございます。では、続きまして、同じく31ページ、農業費、農業振興費、農林水産事業者継続支援事業、こちらについてなんですけれども、これは農林水産事業事業の継続支援事業として計上されていた予算について、これ、減額補正をするという内容でございます。こちらの減額補正のタイミングについてお尋ねします。この事業の給付、申請期間が10月12日から2月21日となっております。まだその半分も経過していない段階で、予算の8割という大幅な減額補正が行われております。その理由についてお聞かせいただきたいと思います。

あと当初の見込み数、予定者数という、下に数式でありますけれども、ここには申請予定者数

20名、当初申請見込み数100名とあります。100名と20名で大分予定と実績は乖離していると思うんですけども、申請予定者数が見込みを大きく下回った要因についてどのようにお考えになっているかお聞かせください。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。まず、減額補正を行う理由についてでございますが、勝浦市中小企業等事業継続支援金の交付申請が当初の見込みほど見込めないと考え、減額補正し、併せて、その財源であるコロナ臨時交付金を主食用米等作付農家支援事業に充てるため、今議会で減額しようとするものでございます。

また、見込み数を当初100名とした根拠についてでございますが、その根拠につきましては、令和3年に申告のあった農業所得者数270戸の30%を見込んだものでございます。また、申請予定者数20名の確認ということでございますが、これにつきましては、令和2年度に交付した勝浦市農林業者経営継続支援金の農林業に係る交付実績が15件だったことを考慮しまして、20件の予算を確保したものでございます。

申請予定者が大きく下回った要因についてでございますが、市内の農家は兼業農家が多く、2015年の農林業センサスによりますと、販売農家349件のうち、兼業農家が258件、約75%を占めていますことから、県の中小企業等事業継続支援金の交付対象者になり得なかつたものと推測しております。以上です。

○議長（松崎栄二君） 狩野光一議員。

○2番（狩野光一君） 減額補正のタイミングということで、予定していたほどの申請が見込めないとの判断によるということなんですが、まだ半分の期間がある中で、その判断が可能なんでしょうかという点。それが1つです。

あと、2番目の、人数の根拠なんですけれども、予定者を20名としてみたのが令和2年の申告実績を基にしたということ。であるならば、そもそも当初予算でこの数字で計上されるべきもののかなという疑問があるんですが。まあ、ここはいいです。

では、最初の、今の段階でどのように判断ができたのか、そこだけお願ひいたします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。現時点での中小企業等事業継続支援金、こちらの申請者が12月の6日現在で、今のところ1名しか申請されておりません。このため、市の支援金の申請におきましては、県の中小企業等事業継続支援金の受給が条件になってまいります。県の支援金の申請期限が本年12月28日となっておりすることから、今後、あまり多くの申請が見込めないと判断いたしまして、今回のタイミングで減額したところでございます。以上です。

○議長（松崎栄二君） 狩野光一議員。

○2番（狩野光一君） そうですね、実績が1名ということであれば、20名も若干多いのかなという気もしないでもないんですけども。

では、別の件でお願いいたします。同じく議案第60号 補正予算で、33ページ、商工費、商工業振興費、商店街活性化等支援事業についてお尋ねいたします。これはドローンを飛ばして、買物支援の一助で、その実験ということで受け取させていただきますが、実証実験の内容というものを、もし分かりましたら、具体的に教えていただきたいと思います。

そして、これに係る総事業費というのは幾らぐらいなんでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森觀光商工課長。

○觀光商工課長（大森基彦君） お答えいたします。私からは33ページ、商店街活性化等支援事業につきましてお答え申し上げます。まず、この事業内容、どういったものかという御質問でございますが、この事業につきましては、まず、企業側のほうからの御提案がございました、商店街活性化の新たな取組といたしまして、勝浦中央商店会、興津商店会、また、勝浦市商工会、これが連携いたしまして実施するというものです。

具体的には、各商店街の商品などを近隣の地域へ物流ドローンによりまして配達しようとするものでございまして、今回のこの事業につきましては、3コースを設定する予定であります。このドローンにつきましては、物流とか、あるいは点検など、様々な分野で今後実用化が進むと予想されております。しかし、また、少子高齢化、本市では進んでおりますが、そういったような状況にありますと、将来に向けて有効活用の可能性を秘めたものであるというふうに認識しております。そういうわけで新たな配達サービスの一つの手段といたしまして、実証実験を行うというものです。詳細につきましては、今後詰めていく予定でございます。

また、総事業費の御質問ございました。これにつきましては、総事業費は400万かかるというふうに見込んでおります。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 質問の途中でありますと、午後1時まで休憩いたします。

午前1時56分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（松崎栄二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問ありませんか。狩野光一議員。

○2番（狩野光一君） どうも御回答ありがとうございます。ドローンを使って、市内各地の買物支援を模索するという、そういう事業と理解をいたします。大変、先鋭的な試みと考えますし、私自身、買物支援というものは重要な案件と考えております。ぜひともこの実験がうまく進行した上で、ぜひとも事業化ができることと期待しております。

もう1点、最後に1点質問させていただきます。議案第63号 指定管理者の指定について。あ、まだですか。失礼しました。以上になります。

○議長（松崎栄二君） 次に、久我恵子議員。

○7番（久我恵子君） それでは、私のほうから、議案第60号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算について5点質問をさせていただきます。

まず、1点目、事項別明細書、23ページ、こちらの高齢者配食サービス事業、こちら、24万8,000円、こちらについてお聞きします。こちらの利用者の増加の理由をお聞かせください。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。長田高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（長田 悟君） お答えいたします。利用者が増えた要因としましては、全体的には勝浦市の高齢化による配食サービス事業者対象者の増というふうに考えております。これが令和3年4月、65歳以上の住民基本台帳上の独居者世帯、これが2,107でございます。1年前の令和2年4月につきましては2,048、59世帯増えていると。また、令和3年12月につきましては2,165、これも58世帯増えているというような状況でございます。また、高齢化による対象者の増のほかに、ケアマネ部会、また、職員の訪問での配食サービスの周知、そういうものが要因であるとい

うふうに考えています。以上です。

○議長（松崎栄二君） 久我恵子議員。

○7番（久我恵子君） 高齢者の世帯が60弱世帯増えているのと、ケアマネさんの指導によるものということで理解いたします。そして、この配食サービスに関しましては、配食時に高齢者の見守りをお願いしていると思うんですが、この見守りで実際どのような事案があったのか。例えば、倒れていたとか、何かという、そういうのがありましたら教えてください。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。長田高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（長田 悟君） この配食サービスにつきましての安否確認の報告については、令和3年度につきましては15件、今のところございます。これにつきまして、この報告につきまして、高齢者支援職員やケアマネジャーにより対応しているところでございます。安否の報告につきましては、配達した際に、利用者の動作や体調等、対面して状況を把握しているということでございます。報告の内容としましては、玄関まで来るのが時間がかかったとか、配達時間に鍵がかかっていたとか、階段で転んだとか、また、ふらついているとか、そういうような情報も、小さな情報ではございますが、高齢者支援課としましては重要な情報だというふうに認識しております、事業の目的でございます、日常生活の自立支援、安否確認について有効な事業だというふうに考えております。以上です。

○議長（松崎栄二君） 久我恵子議員。

○7番（久我恵子君） 今、課長の御答弁にありましたとおり、小さな報告かもしれませんけれども、これ、小さな報告は本当によかったなと思います。大事にならないように、こういう小さな報告を重ねていって、配食サービスが継続されることを望みます。

続きまして、27ページ、感染拡大防止対策事業800万、こちらについてお伺いいたします。こちらなんですが、負担金及び交付金、新型コロナウイルス感染症対策の医療機関支援という方がございます。こちら、①として基本額、②として加算額とございますが、この加算額のほうのPCR検査体制が整備されている機関には200万が1医療機関で、新型コロナウイルスワクチン個別接種を実施する機関、こちらが50万掛ける3医療機関とありますが、この3医療機関というのは、もう既に決まっているのかどうか、こちらをお知らせください。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。今までのところ、市内での個別接種を実施していただいている医療機関というのは、塩田病院1か所でございます。本補正予算における3か所分の計上につきましては、今後、個別接種に協力していただける医療機関が増えた場合を想定しており、3医療機関が決定しているわけではございません。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 久我恵子議員。

○7番（久我恵子君） ということは、個別接種はまだ3か所は決まっていない。今後増やしていくいただきたいなというのは、これは希望でございます。

それで、PCR検査及び個別接種を今後行ってくれる、そういう医療機関をこれから増やしていくかなきやいけないんですが、そういう増やすための増加の見込みというのはあるのかどうか、こちらをお聞かせください。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。PCR検査及び個別接種の医療機関が増加できる

のかということでございますが、その見通しにつきましては、また、こちら、相手方がございまして、今、この場で明確にお答えすることはできませんが、御協力いただけるよう働きかけてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 久我恵子議員。

○7番（久我恵子君） こちらは、やはり市民の健康と安全がかかっておりますので、医療機関のほうにお願いをしてやっていただきたいと思います。

そしてこの個別接種、これ、やった場合には、おとといの一般質問では、薬剤をファイザーかモデルナかどっちかになるというお話でしたが、個別の場合はこちらも選べるのかどうか。そちらをお聞かせください。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。これにつきましても、また、協力していただける医療機関との協議により、今後決定していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 久我恵子議員。

○7番（久我恵子君） じゃあ、ぜひとも、やはり増やしていただけるようにお願いしたいと思います。

続きまして、28ページ、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業2,226万9,000円、こちらの委託料の、送迎バス運行業務委託料11万、これ、あるんですが、この事業内容をお知らせください。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。28ページ、送迎バス運行業務委託料の11万円の事業内容につきましては、この委託料につきましては、集団接種会場まで自力で来ることが困難な高齢者の方などのための送迎バスの運行を想定したものでございます。これは、1・2回目の接種時に調査をいたしましたところ、こうした方法を希望する方が約70名ほどおりまして、集団接種が一段落した時期に、2日間の予備日を設定して送迎バスを運行したところでございます。利用者様は、この中の一部であったというふうに聞いていますが、3回目の接種においてもこうした方法がとれないかということで計上したものでございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 久我恵子議員。

○7番（久我恵子君） やはり、会場までどうしても来れないという方がいらっしゃると思いますので、送迎バス、こちらはもうぜひとも走らせていただいて、1人でも多くの方がワクチン接種できるようにお願いいたしたいと思います。

続きまして、4点目。こちら29ページ、予防接種事故発生調査事業、こちらについてお聞きします。これ、予防接種の事故が起きた場合の、予防接種の嘱託医、そして、予防接種事故調査委員会のメンバーと書いてありますが、こちらの医師と、それから調査委員というのは既に決まっているのかどうか、そちらをお聞かせください。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まず、予防接種の嘱託医につきましては、市の嘱託医でもございます、勝浦市医師会長でございます。また、調査委員会の委員につきましては、設置要綱におきまして、6名以内とされており、その構成は勝浦市長、夷隅健康福祉センター長のほか、一般社団法人夷隅医師会が推薦する専門医師等から成るということでございますので、

この4名分の報酬は、こちらから推薦いただく医師分でございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 久我恵子議員。

○7番（久我恵子君） 既に、勝浦で言うと、嘱託医は医師会長、そして、予防接種の事故調査委員も市長及び夷隅医療センター等の方が決まっているということで、事故が起こらないのが一番なんですが、こちら、例えば事故が起きたときに、これ、報酬が計上されているんですが、これ、調査費というのが計上されていない。例えば、もう1回調査し直さなきやいけない、血液検査しなきやいけないとかっていった場合の、この調査費についてはどうなっているのかお聞かせください。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。当事業では、報酬のほか、旅費や需用費を計上しております、この段階でこちらが現在考え得る調査費であるというふうに考えておりました。しかしながら、今おっしゃるとおり、必要最低限の予算措置でもありますことから、これに不足する事態が生じましたら、速やかに対応してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 久我恵子議員。

○7番（久我恵子君） やはり調査にはお金がかかりますので、予算措置をしていただければありがたいと思います。

それで、最後、5点目になります。こちら、34ページになります。みなとオアシス活用事業、こちらなんですが、先日、岩瀬洋男議員の一般質問の中で詳しく説明がされておりましたが、こちらはやはり市民の方も、これが何であるかを知らない方も大変多いのかと思います。このPR用のチラシ、こちらのチラシというのは、市民向けのチラシであるのか、それとも外に向けてのチラシであるのか、どこにチラシを配るのかをお知らせください。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答えいたします。私からは34ページ、みなとオアシス活用事業につきましてお答え申し上げます。これは、みなとオアシス勝浦に関するものでございます。おとといの一般質問でございましたように、このみなとオアシス勝浦に関しましては、市民への浸透、これは浸透しているということは言い難いというところは確かにところでございます。したがいまして、今回は、これは助成金として頂けるものでございますが、それを活用いたしまして、チラシをつくりまして、市内向けは回覧、市外につきましては、例えば海ほたるとかに置いて、勝浦市はみなとオアシス勝浦という、そういうふうな形でやっていますというところをPRしていくといふうに考えております。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 久我恵子議員。

○7番（久我恵子君） 市民のほうにも、ぜひこれ、チラシでPRというか、周知をしていただいて、盛り上げていっていただきたいと要望して私の質問を終わります。

○議長（松崎栄二君） 次に、佐藤啓史議員、どうぞ。

○9番（佐藤啓史君） 議案第60号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算（第8号）、2点質問します。

まず、1点目、6ページから8ページにあります、第3表債務負担行為補正についてお聞きいたします。今回、債務負担行為の補正なんですが、28の事業が計上されています。まず、1点、その中で、28のうち、千葉県自治体情報セキュリティクラウド運用保守業務委託が令和4年度、

期間ですね。ほかに一般廃棄物収集運搬業務委託が令和3年度から6年度までで2億873万4,000円。もう一つ、し尿収集運搬業務委託、これが令和3年度から令和6年度までで1億5,998万4,000円。あともう一つあったな。なかったかな。あった。そうですね、この4点以外の、今言った、申し上げた4つの事業以外の24の事業が、令和3年度から令和4年度までの債務負担行為の設定ということになっております。

私、お聞きしたいのは、今回12月補正でこれだけ多くの債務負担行為が設定された、計上された理由についてお聞きします。通常、来年度、年度当初から速やかに事務事業できるようにとのことかなというふうに臆測するんですが、その辺、どういった理由で今回こういった多くの債務負担行為が計上されたのか、まず、お答えいただきたいと思います。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。植村財政課長。

○財政課長（植村 仁君） お答えいたします。債務負担行為補正の28事業の計上された理由というお尋ねでございますけども、債務負担行為は予算の内容の一つであります、歳出予算とは異なり、支出の権限を有さず、債務を負担する行為の予算のことを指すものでございます。

そこで、今回、28の事項の債務負担行為を計上した理由でございますけども、これまで、議員おっしゃつとおっしゃるとおり、年度当初において入札や随意契約などの契約事務が集中する事務上の課題がございました。このような課題を解決するため、令和3年度中に、令和4年度以降の債務を負担する内容の契約ができるように債務負担行為の予算を計上するということでございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） 課長の答弁、理解いたしました。財政課長2年目、係長も今年替わりましたけれども、課長、係長替わって、そういった内容で改善されていくんだなというふうに思いまして、評価します。

補正予算、2点目聞きます。30ページ、4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費の一般事務経費31万3,000円についてであります。これについては、クリーンセンターで導入しているキャッシュレス決済を行う際、通信環境が脆弱なために利用できないキャリアがあることから、新たにWi-Fi環境を整備するための経費を補正するという補足説明の資料があります。お聞きすることは、これを、キャッシュレス対応は、我々といいますか、ごみを搬入時に対応するものなのかどうか。また、このキャッシュレス対応が実施する時期がいつ頃を予定しているのか。この2点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。山口生活環境課長。

○生活環境課長（山口崇夫君） お答えいたします。最初に、搬入時のものかというところなんですが、搬入したときに料金が発生したときに、窓口でお支払いをいただくということになりますので、その搬入時のときに、料金を支払っていただくということになります。

実施時期につきましては、今後、この補正予算が成立した後に、環境整備を図りたいと思っておりますので、1月中旬にできるだけ契約をさせていただいて、工事が3月までには終わるようにしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 佐藤啓史議員。

○9番（佐藤啓史君） 3月、年度内にということだと思いますので、余裕を持って4月1日、年度当初から使えるようになる、そのためにまた周知期間も必要かなと思いますので、準備していた

だいて、これ、ちょっと補正とは関係ありませんが、12月、これから暮れにかけて清掃センターは1年で一番忙しい時期が来ます。例年、大みそかまでやるんすけれども、最後の4日間ぐらいは渋滞をするのがいつもなんですが、昨年度から、所長が配慮があって、混雑することなく、何かシステム化されてきていましたので、暮れにかけて、またいろいろ忙しいと思いますが、また、事故等ないように清掃センターのほうで対応していただければと思います。以上です。

○議長（松崎栄二君） 次に、磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） それでは、私のほうからは、議案第60号、2点ございます。端的に質問させていただきますが、まず1点目は、21ページの総務費総務管理費ですね。公用車の購入事業148万9,000円です。これについては、国は、2050年のカーボンニュートラルの目標を表明して、この実現に向けてグリーン成長戦略を策定していますが、今回、公用車購入に当たって、EV車両の導入、そういうものの検討をされたか、御確認です。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。植村財政課長。

○財政課長（植村 仁君） お答えいたします。公用車購入に当たり、電気自動車、EV車導入の検討をしたかというお尋ねでございますけども、電気自動車に関しては、今回、軽自動車の更新という点から、対象が軽自動車であるため、販売価格が高額であること、現在販売車両がないことを理由に対象から外させていただきました。

なお、ハイブリッド車につきましては、3年前より、入札における仕様書に、ガソリンまたはガソリンとのハイブリッドという仕様で入札を実施しております。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） 承知いたしました。今後のことを考えると、ハイブリッドなり、EVというのはもう確実に進んでいくと思いますので、そういう車両に変えていった場合は、もう間違いなく、充電器というんですか、そういうステーションももちろん市役所の中にも必要になってくると思いますので、こういった部分に関しては、前向きにどうぞ検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、33ページの商工費です。かつうら海中公園再生計画事業で、令和3年度、建設工事監督員支援業務及び出来高検査に要する経費502万3,000円、これに関してですが、建設工事監督員はどこの会社もしくは団体から派遣され、どの程度の頻度で現場に来られるのかお聞かせください。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森觀光商工課長。

○觀光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。私からは33ページ、（仮称）かつうら海中公園再生計画事業に関してお答えします。今回、補正に上げさせていただきましたところでございますが、まず、見積りのほうを提出依頼しましたところは、公益財団法人千葉県建設技術センター、そこにお願いしました。

現場へ来る頻度でございますが、現在、海中公園のこの工事に関しては、月2回、現場定例会と、それから工事定例会、行っておりますが、そこには出席していただくと。それから、あと、施工確認とか出来形確認とか配筋確認などがございますが、令和3年度につきましては、今のところ計6回、建築、電気、機械設備などの技術者のほうを来ていただくということを予定しております。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） 計6回の令和3年度の監督員ということですね。じゃあ、これは今、令和3年度というお話であります、令和4年度分も、今回、工事が延期されますので、令和4年度の監督員の費用というのもまた別途かかるという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森觀光商工課長。

○觀光商工課長（大森基彦君） 当該事業でございますが、年度またぎ、これを予定しておりますので、令和4年度につきましても、対応する考え方でございます。なお、令和4年度の金額でございますが、今のところ、269万5,000円というふうに見込んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） この工事に関して、次々とやっぱりいろんなこうした補正予算が組まれていく。しかも、この監督員とかという部分に関しては、そもそもやっぱり当初のスタートの時点で考えてなきやいけない部分だというふうに思いますが、その辺に関して課長はどう捉えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森觀光商工課長。

○觀光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。確かにこれは今年度、目玉の事業と言われておりますので、こちらの觀光商工課としての考えであれば、増員のほうはお願いしていたところでございます。ただ、それを全体的に見た場合は、またちょっと考え方方が違ってくるというふうに思っております。ただ、前回の9月定例会におきましても、予算のほう、いろいろと出し直とか、大変御迷惑をおかけいたしましたので、今回はそういったことのないように、体制をさらに整えようということから、このような形で補正予算を上げさせていただいているというところでございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 次に、鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 私のほうからも、議案第60号 一般会計補正予算。あらかじめ提出したのは、4点あります。前段者で、ほぼ私の提案したのも質疑が行われていますので、ダブるところはなるべく簡素化して聞いていきたいと思います。

今、まさに前段で言われた、21ページの公用車購入費について、説明がありました。EV車についての考えは、財政課長からあったとおりですが、私も、今回、この車を買い換えるに当たって、やはりこれから時代、電気自動車ということでございます。そして、買い換えるに当たっては、軽自動車ということで、前回の購入が平成16年3月から21万キロ走っているということの、その軽自動車を買い換えるということで、それは承知します。

逆に言えば、それだけ長く使っているんだなということについては、皆さんの使う職員の配慮もあるんだろうというふうに考えますが、今回、軽自動車を買うに当たっても、今からまた10年、15年乗っていくのかなというふうなことになりますけど、その間には、今言われているのは、ガソリン車はもう10年以降には作らなくなるような状況もあると思います。そして、今は、とにかくハイブリッドから、今度は全面的な電気自動車というふうな乗換えになっていくというような状況下において、もうこれが最後のガソリン車になるのかどうか分かりませんが、そのところは、ただ高いからとか、軽自動車は、もう本当は来年からもう少し安くなるような情報もあります。来年から軽自動車も多く、このEVが取り入れられるというふうなことも情報としては入っていますので、であればもう1年、もう少し我慢して、新年度でEVに乗り換えるような対応もよか

ったのかなど。

それで、高いから買わないって、ここに高いと、あと、今言われるこの環境の問題を考えれば、やはり公用車をこのEVに切替えていく、率先して切替えていく、そういうところにおいて、今言われているSDGsの考え方にもつながってくるんじゃないかと思いますので、今回の部分については、これは言われたとおりだと思いますけど、市としての今後の公用車に対する環境面への配慮も含めて、EV車への考え、そして、EVを入れるとなると、今度はいわゆる充電スタンドといいますか、それも当然必要になります。そうしますと、やっぱり市民のほうも、これからEVにやっぱり買い換えていく方も相当出てくるんじゃないかと。買い換える際、EVを検討する方も相当出てくるんじゃないかと思いますので、市役所にその充電場所があってもいいのかなというふうなことも踏まえて、今後のEVに対する考え方、これ、ちょっと、今回の補正から少し逸脱しているかもしれません、その辺の考えはお聞きしたいと思います。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。植村財政課長。

○財政課長（植村 仁君） お答えいたします。公用車のEV化という御質問でございますけども、公用車に対する環境面の配慮につきましては、令和3年6月18日に、国から、2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略が公表され、この中で、自動車の電動化が言及されております。2035年までに、乗用車、新車販売で、電動車100%を実現できるよう、包括的な措置を講じることとされております。

また、千葉県では、地球温暖化の対策の一環として、公用車の導入方針を改定して、新規導入、更新の際は、2022年度以降、全て電動車とし、2030年度までに使用する公用車を全て電動化する目標を決定しているところでございます。本市におきましても、国や県の動向に倣い、地球温暖化の対策の一環として、電動自動車の導入についての方針について検討を実施し、方針または計画を策定しまして、それに基づきまして、導入を進めてまいりたいと考えております。

また、充電施設等につきましても、例えば屋根に太陽光発電パネルを載せて充電を行うというような施設の整備についても考えてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（松崎栄二君） 鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） ぜひ、この地域で率先して勝浦市がやっているという部分の、そういう対応も私は必要だと思いますので、ぜひともこの新車購入とか、例えば市長車、議長車、そういうものの、これは買換えじゃないと思って、リースだと思いますから、そういうのについてもやっぱり率先して対応していただければというふうに思います。

次に、27から28ページの、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業5,863万4,000円についてお伺いします。ここで私、思うのは、これは3回目の接種の体制のための予算ということであります。中身を見てみると、一つは、職員手当。これはこここの額と違う。職員手当が938万2,000円、この職員手当は、これは時間外手当ということで計上されていると思うんですが、相当これ、金額的には大きい。金額が大きいということよりも、その職員配置して、その方たちがやっぱり始まるとき非常に休みもなく、対応してくるのかなというふうな思いがあります。そこでオーバーワークになるんじゃないかなという、ちょっと私は心配するんですけど、この算出根拠について1点お伺いします。

それと、コールセンター業務、これが2,400万円ということで計上の中に内訳としてありますが、1回目、2回目は、確かに全く慣れない中で、コールセンターまで使うようになった。最初の対

応から、いろいろ実地で勉強されて、コールセンターになったんだろうと思いますけど、今回、3回目については、1回目、2回目の実績に基づいて3回目の接種者については日にち指定でいくという中においての、このコールセンター業務、これが、この2,400万って、そんなにかかるんですかということで、その辺の内訳、どういう状況でこの2,400万の算出がされているのかということについてお伺いします。

同じ欄なので3つ言っちゃいますね。あと、3回目の接種方法、これは一般質問でもお話しされていた内容を聞きましたけど、私としましても、いろいろ、1回目、2回目でのことを熟慮されていると思いますが、改めて3回目の接種方法についてお伺いします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まず、1点目、職員手当938万2,000円の算出根拠等でございます。まず、今回の当事業費の補正予算につきましては、3回目接種の完了まで全額分を計上させていただいておりまして、当事業は、今年度から来年度にまたぐ事業となりますことから、一部は繰越明許費として設定させていただいているところでございます。したがいまして、当職員手当につきましても、938万2,000円のうち、450万円は翌年度への繰越し分となっております。

また、算出の根拠でございますが、ワクチン接種対策班、現在7名おりまして、12月以降、一応、来年7月までの約8か月程度と考えておりますが、月平均にならしますと、1人当たり約50時間の時間外勤務手当として算定しております。

続きまして、コールセンターの業務委託料2,400万円の内容でございます。まず、このコールセンターを設置する場所や人員の確保、受付業務といたしましては、ワクチン接種に関するお問合せや相談に対する対応、また、接種の予約受付、変更、キャンセル、予約システムの運用管理などの業務を委託するものでございます。

また、算出根拠でございますが、2,400万円のうち、1,400万円は翌年度への繰越し分としておりまして、算出の根拠は実績に基づきまして、1か月350万円の7か月分程度ということでございます。

続きまして、ワクチンの3回目接種の予約方法についてでございますが、前回の予約時、混乱したことを教訓といたしまして、原則、日付指定方式で通知を差し上げたいと思っております。市の指定する日程に合わない方につきましては、市の設置するコールセンターやインターネットでの予約変更やキャンセルをお願いしたいと考えております。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 状況は分かりました。今年度から来年の7月頃までという一連の流れの中での予算措置ということでありましたので、これをまた来年度は同じような、終わるまで、今回の補正で、足りなくなれば当然、補正があるんでしょうけど、そういうことでの予算事業だということは分かりました。

時間外なんんですけど、今、7名の対策班の職員、これが月50時間ということになっております。職員が月50というのはぎりぎり、ちょっと多いのかなというところで、やはりここでね、やっぱり職員のケアについても考えなきやいけないんかなと思います。であれば、これはぎりぎり7名で、もう1名ということも、追加ということも考えて、もう少し職員が余裕を持ってできるような体制を組んでいったらどうかとは思いますが、その辺について答えられるのであれば、お答え

をいただきたいと。

やっぱり50時間となると、これ、土日はないんでしょうかね。やるのは、接種するのは平日と土曜日も含むんですかね。そういうことですが、やはり対応する人たちのことについては、十分な対応を考えてもらいたいという思いがあります。ですから、ここで、時間外を出すから仕事をしなさいよじやなくて、仕事をした分についての時間外を払うということについて、オーバーワークにならないような対応をどのように考えるかお伺いします。

それとあと、コールセンターの2,400万、これについては、うち1,400万は令和4年度の終わるまでの事業のセンター委託ということになるんだということでございますが、実質月350万ということあります。この350万も高いのか安いのか、私には分かりませんが、このコールセンターで受けたときに、やはりその受ける人たちが、これは部外者の、市職員ではないんでしょうかね。委託ですから。その人たちが、やっぱり勝浦市のこと十分に把握しているということがやっぱり前提となりますので、ただ単に機械的に、A Iみたいな回答しないでもらいたいと。実はちょっと経験しちゃったんでね。分かりませんということが実はあったと。聞いたことに対して。そういうことがないような対応してもらいたいんですが、前例としてそういうこと、コールセンターについて、何かこう、苦情か何かあったかどうか、その辺をちょっとお伺いをしておきたいと思います。

それとあと、3回目の日付指定方式、これは非常にいいと思います。そして、その日付指定にかなわない人は、改めて予約をするということになるということですので、そのときに、やっぱり高齢者、特に始まっていくのが来年の2月からぐらいからですか、今の話ですと。そうするとやっぱりね、高齢者の方の対応が、やっぱりよく理解していないと、この手紙は何だということになると思いますので、その辺の周知をぜひともしていただければと。事前に。この辺は勝浦広報なり何なり、3回目の接種方法、もう1回出ているのかな。1回確かありましたけど、もう一度徹底して、インターネットばっかり見れる方も少ないんで、ぜひとも紙ベースでできる限りお願いしたいと思いますが、それについての考え方を伺います。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まず、1点目、職員の配置等のことについてでございますが、10月までは一旦8名になった時期もございまして、それが今、7名になったというところでございます。庁内から兼務という形で応援をいただいているところでありますので、また業務量とか、そういった状況に応じて、その辺は総務課などと十分相談してまいりたいと考えております。

また、コールセンターにつきましては、おっしゃるとおり、勝浦市と縁もないようなところに委託しているところでございますが、苦情があったのかという御質問でございますが、確かにやはり勝浦市の現状とか、きめ細やかなところまでいかなくて、結局こちらのほうに、ワクチン接種班のほうで対応せざるを得なかつたということは何件かあったと思います。また、今回、また新たに業者選定いたしまして、ミーティング等をすることになりますけれども、その辺は十分に配慮してもらうように、しっかりと話し合いをしていきたいと思っております。

また、予約など、高齢者の対応についてでございますが、こちらにつきましても、やはり広報等を通して、しっかりと分かりやすく周知してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） よく分かりました。ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

ここで一言だけちょっと言わせてもらうと、1回目、2回目の接種、非常に評判がよかったです。何がよかったですというと、職員の対応、これは非常にいいという声が私のところに来ています。課長さんが、という話をしちゃまずいけど、課長さんの裁量とか、係長さんによりますけど、市の対応、そして来ている保健所とか、全てのことと、あと、やっぱりキュステでやった、あの流れがね、非常によかったですという評価はいただいているので、報告させてもらいます。

それでは、次に、31ページ、主食米の支援事業、これも前段者から話がありましたが、同じ話ではなくて、その部分は除いて、1俵当たり2,000円の補助、これが差額の2分の1ということの判断があるということで、これは非常に早速対応してもらったと、私、一般質問のほうでもお話をさせてもらいましたけども、非常に対応が早いということで、了とします。

今回お聞きするのは、これ、補助金について要綱をつくっているという話ですが、今後、この補助金を申請主義というか、農協で調べているという話ですけど、一般質問でも言いましたけど、農協以外もあるというところを含めて、申請してもらう、米を販売した農家に対しては、農家のほうから申請してもらうという方針になろうかと思いますが、これはいつ頃に予定して、今、進めているという話でしたが、いつ頃をめどにやっているのか。

というのも、12月と1月だと、年またぎになると、これ、税金の申告の関係も出てくるんですね。今年もらった人は来年の申告だし、来年もらえば、これ、恐らく再来年の申告になるんじゃないかなと。これ、税金対象のものだと思いますので、その辺の考えも含めてお聞きしたいと思います。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。まず、交付までのスケジュールについてでございますが、農協さんが12月下旬に、農家の方々に農協だよりを配付すると伺っております。なので、農協に協力していただきまして、制度のチラシと申請書をこちらに折り込んで配付していただくことを考えています。併せて12月中旬に、市のホームページですとか広報紙で周知をしたいと考えています。

また、申請の受付についてでございますが、来年1月の4日から受付したいと考えております。なので、お手元に実際に補助金が届くのが1月の中旬から下旬にかけてということになりますので、補助金を受け取った方につきましては、議員さんおっしゃるとおり、令和5年の確定申告に上げていただくことになろうかと思います。以上です。

○議長（松崎栄二君） 鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） そうしますと、今の話分かりました。それで、広報の周知も農協だよりを使うということで、農協だよりは農家ほとんど行っている、農協を使わない方も行っていると思いますけど、その辺も含めてお願ひをしたいと。

今の税金ですけど、これはほかの継続支援金とかいろいろあるんですけど、その場合、決定額の通知が行っています。それを基に税金申告なんかやるんですけど、市としては、例えば、10俵出しているから2万円ですよと、2万円に決定しましたという決定通知は行いますか。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。補助金申請をしていただいた後に、交付決定通知書を発行する予定であります。以上です。

○議長（松崎栄二君） 鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） よろしくお願ひします。

続いて、これも前段者がやりました、33ページの商店街活性化支援金100万円のドローンでの実証実験、目的と内容は前段者が聞きましたので、内容は分かりました。ただ、これを商工会がやることについての補助だというふうに思うんですが、いま一度、この実証実験のやり方、それと支援の仕方、これをお伺いします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。この実証実験のやり方、または支援の仕方ということでございます。やり方といたしましては、これにつきましては、最初に、当然、事前の準備が必要です。その後、実際にドローンを飛ばします。これが令和4年2月頃で、ルートは3ルートを予定しております。最後には、事後処理といたしましては、最後にアンケート調査等を行いまして、実証実験が完了すると。事業評価して実証実験が完了するということでございます。

また、この支援の方法でございますが、これにつきましては、企業から提案がございまして、それは勝浦中央商店会、それから興津商店会、また、商工会、当然、市のほうにも話は来ております。そういった中で、この事業が、まずは商店街の活性化につながるだろうというところから、商工会のほうがやるというところで、となりますと、どうしても経費がかかりますから、その支援の要請がございまして、こちらのほうで支援するといったような流れで決定したものでございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 支援の方法とか事業内容は分かりましたけど、企業からの提案というか、この企業というのは、どこなんでしょうか。ドローンの会社なのか。今、ドローンのことについては、テレビでたまにやるんですけど、山の上に薬を届けたりすることも実証実験をやっているというところもありますし、この実験をやって、じゃあ勝浦市で採用できるかどうかは実験結果によるんでしょうけど、ドローンを飛ばして持っていっても、受取先がやっぱりある程度固定されているか何かでしょうけど、そのための実証実験なんでしょうけど、もうちょっとその辺の内容が分かっていれば教えてください。1分でお願いします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。フライタの関係についてお答えします。まず、注文を受けましたら、ドローンデポと呼ばれる集積地、そこまで荷物運びます。そこからドローンによりまして、ドローンスタンドと呼ばれるところ、これは受取先の集積地ですが、そこに運びます。そこまで取りにきていただくということを今回は予定しているところでございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） これから先の対応としては、今、実験してやれるかどうかについての考えでしょうから、それは了とします。

最後に、海中公園、P33の、前段者も質問しました502万3,000円の事業内容は分かりました。ただ、今、これ、委託ですよね。千葉県建設技術センターへの委託ということであるんですけど、これは最終的な検査関係になろうかと思いますので、令和4年にも269万5,000円を改めて提案するということになると、全部で700万、これ、内訳じゃないですよね。事業の、新たに269万と言

いましたよね。ですから、700万はまた追加でね。私、海中公園についてはもう、前回でもう終わりかなと思ったら、また出てきたのでちょっと、もう大丈夫かと思っちゃうんだけど、今回の事業について1つだけお伺いしたいと思います。

現在、観光商工課内に技術者、元県職の建築主事の方が技術者として配置されています。最初、この人の賃金なのかなと思ったら違うんですよね。この方の賃金はもともとある中でやっているということなんで、1人、資格者、しかも優秀な元千葉県の建築主事ですよ、その人が配置されていて、新たにまた、これ、建築技術センターへとなると、ダブってこの事業はね、ダブっちゃうのかなと。その先には建設課にいる上野さん、職員がいまして、その人も今、対応している。何んだけ今度は。私、やっぱり市役所にも、ちゃんと図面見れる人が必要だという、強く言いましたけど、今度は逆に、何かダブってきちゃったかなと。これ、ダブってないんですよね。現在配置されている、名前言っちゃあれですけど、職員と、今回のこの技術センターの委託、内容がどう違うのか確認します。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森觀光商工課長。

○觀光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。今回の、確かにこの12月1日より、新たに技術者の方を配置していただきました。その方につきましては、今、いろんな面でチェックしていただいておりますが、今後、これは短い期間内に工事を完了しなければいけないとなると、今後、矢継ぎ早にいろんなチェックといいますか、工法の変更の承認申請、大きな工法じゃなくて、簡単な承認申請とか出てくると思います。その都度チェックしていかなきやいけない。また、当然そうなりますと、図面も修正しなきやいけない。そういうふたつのような業務が増えてくるということが予測されますので、要はバックアップ体制をとるといった意味で今回お願いしているところでございます。連携してお願いしますということです。

○議長（松崎栄二君） 鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 話は分かるんですけどね、副市長が元県職で、県のほうには相当通じているからスムーズに対応できたんだろうと思いますけど、やっぱりね、これ、また改めて、最終的にはここで技術屋さんのために700万も使っていくというのはね、私はどうなのかなというふうには思うんで、ぜひともその辺ね、もっと見直しをして、今回の500万と来年度の269万は、私は、これは圧縮して、今ここで下げるという話ではありませんので、対応は必要な部分だけもうお願いすると。そのために現在、職員で配置されていますので、最低必要な部分だけで圧縮して、予算を取ったから使い切るんじゃなくて、その辺はぜひとも考えていただきたいなというふうに思います。そういうことで、答弁できる方お願いします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森觀光商工課長。

○觀光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。今回は必要だということで予算のほうを上げさせていただいております。それにつきましては、ちょっとそういったような御意見がございましたので、それは受け止めまして、検討したいというふうに思っております。以上でございます。

午後1時55分 休憩

午後2時10分 開議

○議長（松崎栄二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質疑、戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 議案第60号 勝浦市一般会計補正予算について質問してまいります。前段者からの質問でかぶっている部分もありますので、端的に聞いていきたいと思います。

まず、1つ目ですが、ページ数20ページの歳入、商工費の歳入、みなとオアシス広報活動等助成金9万8,000円についてであります。この点については、活用方法等、これまでの質問でも明らかにされておりますが、この助成を行う主体、つまり、この助成金を下さる団体について、どういう団体なのかということについてお伺いします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森觀光商工課長。

○觀光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。この助成団体でございますが、みなとオアシス全国協議会という団体でございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） このみなとオアシス全国協議会というところは、この勝浦市での広報活動に際して、何か具体的なサポートというか、支援というものはいただけるところなんでしょうか。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森觀光商工課長。

○觀光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。この団体が勝浦市に対してというところでございます。今回、助成金のほう、これを交付していただくといったようなところが主なところでございます。その他につきましては、ちょっと具体的なところは、今のところないということでございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 次に、ページ数、25ページから26ページにかけて、児童福祉費の保健所・児童館・こども園管理運営経費について3点またがっておりますが、質問いたします。説明書を拝見しますと、市内の各保育所、児童館、こども園について、全て、年度末までの緊急的修繕が必要なためとなっております。通常で考えると、どの部分が壊れたから直しますということで、その壊れた時期に合わせて予算が上がってくるものなのかなというふうに思うんですけども、今回、3つというか、市内の全ての施設について年度末まで緊急的修繕が必要というふうになっておりますが、具体的にどのような理由なのか、どこの修繕が必要なのかということについてお伺いします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。軽込福祉課長。

○福祉課長（軽込一浩君） お答えをいたします。まず、保育所におきましては、経年などによるとこどもございまして、本年度は電気系統や消防設備の誘導灯などの不具合、また、床や床下回りの傷みといったことなどが発生いたしまして、対応してきたところでございます。現場でも日々常々、点検などに努めておりますが、今後の不測の故障などに備えられますよう、日常修繕に係る費用予算を追加計上させていただいたところでございます。

また、児童館、勝浦市こども館におきましては、御承知のとおり、元勝浦若潮高校の一部、奥のB棟の1階を旧中央保育所の仮園舎として短期間使用できるよう、言うなれば最低限の改修を行ったところでございます。その後、昨年3月からは児童館として利用してきておりまして、例えばエアコンなども、当時、閉園した保育所などから移設して使用してきておりまして、現時点、いよいよ危ない、止まりそうだという状況もございます。これから冬場もエアコンも負荷がかかってくるでしょうし、また、一部雨漏りも確認されておるところでございます。

そして、こども園におきましては、予想外の塩害が発生したりしております、また、風が強

い強風時などには雨水の浸入も確認されたりしております。以上、既定の予算を用いて対応してまいりましたけれども、今後の円滑な施設運営に向けて、日常修繕に係る費用予算を今回追加計上させていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 承知いたしました。

次に、ページ数、29ページ、保健衛生費、予防接種事故発生調査事業26万6,000円について伺います。これも前段者から質問があったところであるんですけども、この事業で想定する健康被害の対象範囲というものがあれば、お聞かせください。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。この事業で想定する健康被害の対象範囲というところでございますが、当事業は、事故発生時の調査委員会の設置に関するものでございます。ですので、設置の目安としての健康被害につきましては、予防接種法に基づく副反応疑いの報告として国が示している基準、例えばアナフィラキシーショックや、血栓症、医師が予防接種と関連性が高いと認める状態など、幾つかありますことから、これに準じた状態と想定しております。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 国の想定する対象範囲に準じているということだと思うんですけども、ぜひとも慎重にというか、取り逃しのないようにしっかりと目を配っていただきたい部分だと思いますので、よろしくお願ひします。

次の質問なんですが、これまで新型コロナワクチンの接種に当たって、接種時における健康被害などの報告があったのかどうか。また、もしあったとすればその内容について伺いたいと思います。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。これまでの接種における健康被害の報告件数等でございますが、勝浦市の実施した集団接種におきましては、これに相当する報告はございませんでした。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 承知しました。これについても、やはりなかなか言い出しにくい部分もあつたり、どこまでが、自分が例えれば熱が出ました、頭が痛くなりました、筋肉痛ですといったときにどこまでの範囲で市のほうに報告したらいいのかということで悩んでいる方も多い分相当数おられるというふうに思いますので、これについても綿密なケアというか、接種後の職員さん、本当に優しい対応をしていただいているけれども、プラスアルファで、遠慮なく何かあつたら言ってくださいというようなケアのほうをよろしくお願ひしたいと思います。御答弁は結構です。

最後の質問になります。ページ数、33ページ、商工費、商店街活性化等支援事業100万円についてお伺いします。これについても前段者から質問ありましたので、想定していた質問でお聞きいただいてない部分だけ質問します。3ルートを使って実証実験をされるということでありますので、この実証実験の具体的な内容はこれから詰めていくんだろうというふうに思いますですが、この内容について、商工会、商店街とどのように今後、協議、連携を図っていくのかという点について伺いたいと思います。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森觀光商工課長。

○觀光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。今回のこの事業に関しまして、どのような連携を図っていくかというところでございますが、これが予算のほうが可決されまして、実施できるようになりますと、やはり関係する方々、勝浦市商工会や勝浦中央商店会、興津商店会はもとより、今回、実証実験するに当たりまして、やはり地元の協力も得なければいけませんので、そういう方々とは事前準備といたしまして十分協議はしていきたいというふうに思っております。

その後、令和4年2月頃ですが、実証実験を行いまして、最後の事業評価までやっていきたいというふうには考えているところでございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 近年、本当にドローンの性能も劇的に向上しております。また、国においても、来年度に大幅なドローンの運行に関する規制緩和が予定されております。ですから、勝浦市本当に複雑な地域課題を解決するに当たって、先進技術を使ってやっていくことを検討するということは本当にすばらしいことだと、先見の明のあることだというふうに思いますが、一方でドローンの実証実験は各先進自治体でも既に行われているところがありますので、質問としては、勝浦にとって実のある事業になるように、また、勝浦の実情に沿った問題を解決できるように、さらに、勝浦にとって夢のある事業になるように、関係者と協議を密にしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森觀光商工課長。

○觀光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。今回の事業ですが、行く行くは配送サービス、配送システム、それをつくり上げたいというところから始まってございます。その中の一環として、このドローンによる配送が考えられるというところから、皆さんでやりましょうということでやっているところでございます。

勝浦市の課題につきましては、先ほど申し上げましたように、配達するにしても、やっぱり人手不足とか、あるいはまた高齢化というところがあると思います。また、逆に、買物、買手のほうですね、お買物される方も今後は高齢化が進むに当たりまして、免許返納とか、そういったようなところもあります。また、近くにお店がないとか、いろんな状況出てくると思いますので、そういう方々が何とか日常生活、快適に日常生活を送れるように、この配送サービスですね、ちょっとやっていきたいというふうには思っております。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 次に、渡辺ヒロ子議員。

○3番（渡辺ヒロ子君） 議案第60号 令和3年度勝浦市一般会計補正予算、第4款衛生費の第1項保健衛生費で質問させていただきます。27ページから29ページまで、コロナウイルス予防費として4つの事業が組まれています。内容の詳細については、もう既に前段者からもいろいろ出ておりますし、重複している内容についてはカットいたしまして、2点だけ質問いたします。

この事業、4つの中の2つ目と3つ目、2番目3番目に書かれております新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業5,863万4,000円ということと、それから、その次の新型コロナウイルスワクチン接種対策事業2,226万9,000円、これはどちらも3回目の接種実施に伴う経費の補正ということになっておりますが、この2つの事業に分けている理由というんでしようか、その内容の違いについて御説明いただければありがたいです。

それからもう一つ、2つ目の事業で、ワクチン接種体制確保事業の中の28ページのほうに書いてある、新型コロナウイルスワクチン接種会場運営業務委託料ということについて、その内容についてお伺いしたいと思います。以上2点です。よろしくお願いします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。まず、ページ27の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業と、28ページ、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業との違いでございます。これにつきましては、財源となります国庫金の交付要綱によりまして、それぞれの対象経費が示されておりまして、例えば、接種体制確保事業では、市町村が実施するワクチンの接種体制確保に必要な経費、接種対策事業では、ワクチン接種に直接要する費用などとされております。したがいまして、例えば、同じ看護師報償費でありましても、直接接種をする看護師は対策事業、状態観察などする看護師につきましては体制確保事業と振り分けるなどしているところでございます。

続きまして、新型コロナウイルスワクチン接種会場運営業務委託料につきましてであります、これは、接種会場内の案内誘導スタッフを確保し、運営業務をしていただくための人材派遣事業者への業務委託料でございます。先ほど、鈴木議員の質問の際にお話ししましたとおり、本補正予算は、翌年度への繰越し分も含まれております。したがって、1,083万2,000円のうち、563万2,000円は翌年度へ繰越しをいたします。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 渡辺ヒロ子議員。

○3番（渡辺ヒロ子君） ありがとうございました。よく分かりました。どちらにも看護師報償費とか入っておりましたので、何か特別な理由があるのかなと思いましたが、今の御説明でよく分かりました。ありがとうございます。

1回目、2回目の集団接種では、確かに最初の電話受付では混乱したことは自分も経験しているんですが、その後はネット予約ができたりとか、また、今回は、日時指定しての御案内を送付するということで、どんどん改善されているんだなと思いますし、また、先ほど前段者もおっしゃっていたように、実際、キュステでの集団接種はとてもスムーズで、皆さん喜んでいたのを私も実際にしておりましたし、私も体験いたしました。

1回目2回目で、でも、そのほかにも何か問題とか、気がついた点とか、反省点とか、あるいは何か、実際に受けた人から言われたとかいろんなことあると思うんですが、それによって変更した点とか、あるいは今回、予算、経費を補正組む上で何か配慮したことがもしあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。岩瀬市民課長。

○市民課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。1回目、2回目の反省点を踏まえて大きく変更したのは、予約の仕方についてでございます。こちらは、やっぱり一番、市民の皆様に一番御迷惑をかけた点でございましたので、ここにつきましてはしっかりと改善していこうということで、府内でも検討して、このようになりました。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 以上で通告による質疑は終わりました。

通告外による質疑は1回までとさせていただきます。

質疑はありませんか。

寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 1回の中の31ページ、33ページ、この中でまず、最初に狩野議員が言った、米価のほうの問題というのは、農林水産課のほうではあるんですけど、狩野議員言うように、今になれば、油代は上がっている。そして、そのほかに漁獲の問題。それは漁獲補償は漁師にあるんですけど、どうしてその辺で漁業者の方に、そういう補助的なものを考えていただけないのか。

実際この5万円、1戸当たり5万円という給付、750万ですか、その辺は、当然、米価も先ほど質問の中で、1万3,000円から9,000になっちゃった、そういう話もあるんですけどね、実際、漁師もこのコロナ禍で、実際、魚価の値段は下がっているんですよ。売れなかった。それなりの県のほうの20万って保証は一般企業にはあったのかな。たしか。そういう中で、漁業に対する補助、油代にしても、何にしても、コロナという対策の中で国の方もやられている中で、どうしてそこに目が行かないんだということですよ。それは今後考えてくれるんなら考えてくれるで、1回目の質問だから、1回やつたらもう終わりだから。それだけ。そういう考えを提案しただけ。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。屋代農林水産課長。

○農林水産課長（屋代 浩君） お答えいたします。今の御質問については、先ほどお答えいたしましたとおり、今回、全国的に米価が下がりました。それに伴いまして、米生産者の耕作放棄や離農を防ぐことを目的に、緊急的に予算化したものでありますので、御理解をいただけたらと考えます。以上です。

○議長（松崎栄二君） ほかに質疑ありませんか。

寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 前段者からドローンの問題、確かにこれ、当時の課長の説明では400万のうち100万を勝浦市が出すと。その中で、実際、デジタル化、AIの時代で、ホテル関係においても受付業務からもうロボットが。この前も、香港でロボットのなんとかだなんて、非常に優秀になってきているんだけど、実際、実証実験として、この買物をしてそれをドローンで飛ばすことは簡単にできるのかと。じゃあ、受け取る集積場はあるんですよと。その中でね、実際、もう本当の実験的な意味でのドローンの飛ばし方なのかという問題の中で、はつきり言って、この実証実験が何でもっと、配送的な意味から始めたっていいのかなと。配送というのは車でね、困っている人に。だから、ドローンで飛ばしていったとき、相手が受けますよって言って、電話で何か、じゃあ注文も、今、コンビニなんかでも、全部カメラ設置して、何を買ったか、支払いの時には出るようになっているんだけど、実際、その辺までのデジタル化の中でね、ドローンの実証実験で生きるのかという問題で、苦言を呈しているだけなんです。私は。ね。

だからこの成果がね、実際本当に、企業が来て、それは企業は先を見越しているから。この庁舎の管理だってね、当時、セコムが1万円でやった時代があるんですよ。私が議員。それは企業の戦略だか戦術だから。そこで、実際どれだけの成果的に持っていくのかなと思うんだけど、まあ、それを聞いたって、ただ、苦言呈して言っているだけですから。答えはいいです。

じゃあ、答えてください。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。今回はドローンということでやっておりますが、これは、最終目的につきましては、配送サービス、配送のシステムを作り上げたいということでやっております。ですから、当然、配送の中には、ドローンの空輸だけではなくて陸送も、

それは考えられるところでございます。そういうようないろいろな手段の中の一つとして、今回、ドローンを実際に飛ばしてみて、皆さんにも見ていただこうというところが今回の趣旨でございます。

また、今回は、ドローンデポと呼ばれる集積地から、ドローンスタンドと呼ばれる相手方の集積場所に送るだけでございます。ですので、今回はお宅まで届くというところではちょっと想定はしてございません。ただ、例えば、こういった天気のいい日につきましては、お年寄りもなるべく外へ出てほしいというところから、近くの空き地とか、そういったところに荷物を飛ばして、お年寄りの方はそこまで歩いて来てもらうと、そういういたようなことも十分考えられますので、そういうのを含めまして、今回実験をしてみたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（松崎栄二君） ほかに質疑ありませんか。寺尾議員。

○8番（寺尾重雄君） 実際、かつうら海中公園の再生計画の事業費523万。千葉県技術センターに出すと。そして、工期が3か月も遅れて、来年の6月までになおかつ269万。このパーセンテージからいくと800万近い金なんですよ。要は、制度発注で石井設計にね、プロポーザルで制度発注して、そして業者を連れてきて、お互にあれして、それなりの私は会社だって言っているんですよ。東武建設も。そこに、確かに当時はそういう考え方の中で、これは後から後から本当に、鈴木議員も言うようにね、また、その前の磯野議員ですか、要は、後から後からね、何か出されてくる自体ね、それは当初は、確かに技術センターに出さなければいけない、そういう問題もあるうかという話もあったのかなって思う面はあるんです。ただ、実際、月2回で、今、12月ですけど、6月竣工。6月で、設備設計、電気設計、そして建築は建築の設計でいるんですから。その技術者の頭3人そろえたって、30人工、7掛ける28で30人工ぐらいのね、まあ、建設省の技術的な支払い、要するに、告示での支払いは技術者として10万にしたってね、280万、半分の話です。それは、だからパーセントでいったら、2%ぐらいの、4億に対する2%ぐらいの支払いになっちゃうわけですよ。

ただ、そこで石井設計に設計監理しながら、制度発注ですよ。制度発注。東武建設との。先ほど来ね、今になれば、もう少し圧縮できないのかという話もあった中で、何か、言いなりきなりで出されて、議会でですね。議会というのは、予算を詰めることが議会だと私は思っているし、そういう意味合いから考えると、はい、分かりましたって話にはうかがうことできないんですよ。ね。1日10万の金払ったって30万ですよ。計算違っちゃったか、さっき。大体技術者5万円にして、それは建設省の告示であるんだけど。とにかく2%近いね。これって違うんじゃないの。石井設計さん、何やってんのって。石井設計が監理し、そして自分の連れてきた業者とのなのか、JV組んだ東武さんとの話の中でね、よりよいものをどうつくっていくかの話じゃないのって問題なんですよ。

ただどつかにして、監理して、ましてや、先ほど来ね、副市長の県からの人間とかね、いろんな方来ている中でね、そういう面で努力しているんであれば、なおさら努力してもらいたいけど、その辺、予算決まってからね、これどう話するのか、その辺お伺いします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森觀光商工課長。

○觀光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。今回、提案させていただきました予算のほうでございます。先ほど御質問の中でお答えいたしましたが、現場のほうに来ていただくのは月2

回、これは工事定例と現場定例やっておりますので、それは来ていただくと。あとそれから、施工確認とか出来形確認など、これが計6回来ていただくということでございます。そのほかに業務といたしましては、各工事段階で技術的な助言とか、あるいは工事受注者、向こう側が提案してきます工法の承諾支援とか、それから設計変更に係ります調整、助言等、様々な業務をお願いしているところでございます。

今回、これは来年6月までの工期の中で処理しなければいけない今回の工事でございますので、今後、詳細な設計の変更とかが矢継ぎ早に出てくることが予想されます。そうなりますと、それを今度、一つ一つ確認してOKしないと、また先に進みませんし、さらにそういったことを図面のほうに落としていかないと、これがまた完成した後に、この工事どうなっているんだという話になってしまいますから、そういったような記録などを含めますと、今回ここで協力っていいですか、支援していただいて、より、この工事が円滑に、スムーズに進行するように考えているところでございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第60号は総務文教常任委員会へ、議案第61号及び議案第62号、以上2件は産業厚生常任委員会へそれぞれ付託いたします。

○議長（松崎栄二君） 次に、議案第63号 指定管理者の指定について、議案第64号 東隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、以上2件を一括議題といたします。

本件につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、狩野光一議員、どうぞ。

○2番（狩野光一君） それでは、私のほうからは、議案第63号 指定管理者の指定について、これに関しまして1点お伺いいたします。

指定に先立ち実施されております、こちらの管理者の募集ですね。こちらに対する応募状況についてお伺いいたします。応募者総数は何名であったか。また、その中に、市内及び近隣地域からの応募はあったのかどうか。この点についてお伺いいたします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森觀光商工課長。

○觀光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。応募状況でございますが、まず、10月26日、現地見学説明会を開催いたしました。今回の応募に当たりましては、これに参加することが必須になっております。この締切りが10月20日が期限でございます。そのときまでに参加したといいますか、申出があった事業者は3事業者ございました。説明会が終わった後、11月の12日までに参加意向申出書、これはいわゆるプロポーザルの提案をしていただくことになりますが、そのときまでに提出した業者は1事業者というところでございます。

応募者数につきまして、市内、近隣ということでございますが、市内とか近隣からの、例えば郡内とか、そういったところからの応募はございませんでした。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 次に、磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） それでは、63号の指定管理者の指定についてお伺いします。私も、今、狩野議員と同じところからのスタートになるかと思うんですけども、募集を行ったのは、募集期間ですね、期間がいつ頃だったのかというところをまずお聞かせください。

何社かというところに関しては、3社の応募があって、プロポの段階では1社だったという先ほどのお答えだったので、そこに関しては結構です。募集期間がいつからいつだのかお聞かせください。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森觀光商工課長。

○觀光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。募集の開始、あるいは公募の開始でございますが、10月の12日でございます。10月12日に募集開始でございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） 10月の12日に募集ということでございますけども、募集期間前の10月の2日なんですけども、私が聞いたお話の中でちょっとお話をさせていただきますけども、これは確認をさせていただきたいと思います。ここからはちょっと市長のほうから答弁をいただきたいと思うんですけども、10月の2日、市長の令和3年10月行動記録によると、10月2日、何も予定は入ってないんですけど、この日ね、市長はソルト・コンソーシアムの井上社長と一緒に市内を見学されているというふうなことを伺っていますが、これについて、その事実があるかということと、2日の日が、こうして公務としては、出てないんですが、ということは個人的にこれは、ソルト・コンソーシアムの井上社長と市内を回られたのかどうか、お聞かせください。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。土屋市長。

○市長（土屋 元君） 通告ないから、ちょっとスケジュールも確認していません。以上です。後でお答えします。

○議長（松崎栄二君） 磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） 通告は、2回目、3回目までの通告って、皆さんされてないんじゃないですか。1回目としては通告をさせていただいておりますけども。ということは、10月2日の部分は覚えていらっしゃらないということなのか。ソルト・コンソーシアムの社長さんと一緒に市内を回られたということが事実かどうかという、今、先ほど1回目の質問でしているんですね。でも、それも確認しないと分からぬということであれば、確認していただいていいですかね、じゃあ、そうじゃないと、僕、次の質問ができないんです。1回止めていただいても結構ですので、確認をしていただく。

○議長（松崎栄二君） この通告の中には入ってないんですけど、市長の動向は。

○6番（磯野典正君） いや、議長、2回目以降、3回目も、全てみんな通告してないですよね。

○議長（松崎栄二君） 暫時休憩いたします。

午後2時45分 休憩

午後3時00分 開議

○議長（松崎栄二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。土屋市長。

○市長（土屋 元君） いきなり10月2日っていう日が、何曜日だかも、頭の中、手帳も持っていないせんし、何もなかったので調べさせてもらいましたが、ちょうど土曜日でございましたね。午前から企業の勝浦視察案内に行きました。以上です。

○議長（松崎栄二君） 質問ありませんか。磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） ですので、企業さんの視察の案内をされたということありますけども、それは公務ではないということでおろしいんですかということなんですよ。私が質問しているのは、ここに出てているのは、全て公務として動いた部分に関しては全て出ているわけですよね。にもかかわらず、ここは空欄になっていて、で、市長は企業の視察案内をされたと。ここは書き忘れたということいいのか、それとも、単純に個人的に市長が御案内されたのか。それが、ソルト・コンソーシアムの井上社長と、社員の方もいらっしゃったのかな、御案内されたのかという質問です。

これもあって、2回目ですよね。3回目？

○議長（松崎栄二君） 2回目ですね。

○6番（磯野典正君） 2回目じゃないとおかしいですよね。止まっているんですからね。2回目でお願ひします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。土屋市長。

○市長（土屋 元君） 市長になると、公人でも私人でも、いろんな中でやりますが、10月2日は、やはり勝浦に興味持ってくれる企業があるということで、私は私人で、それに同行を一緒に行こうという形で行きました。以上です。

○議長（松崎栄二君） 磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） 市長が私人で業者を連れて案内をされたということになりますと、これ、随行されていますよね。随行されていると思うんです、職員の方が。じゃあ、その方の立場はどういう立場で随行。随行ってなったら、それは市長が私的というのは、私人としてというのは、これはおかしな話になっちゃうんじゃないですかね。その辺についていかがでしようか、市長。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。土屋市長。

○市長（土屋 元君） その企業を視察案内して、それを私は私人としてやりましたが、相手はどう取るか分かりませんし、職員もそういった情報を流したときに、ああ、私が行かなくちゃいけないなという形で来てくれているかも分かりませんし、そういった中で理解していただければと思います。

○議長（松崎栄二君） 磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） もう3回終わっちゃいましたよ、もう。

じゃあ、次のところでございますけども、かつうら海中公園滞在型観光施設指定管理候補者選定委員会のメンバーを教えていただきたいと思います。また、そのメンバーの方を指名された日にちというのはいつでしょうか。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。まず、委員会のメンバーでございますが、委員会、まずは勝浦市から企画課長、それから、これは市役所以外ということでお答えしていますが、千葉県勝浦海中公園センターの所長、千葉銀行勝浦支店の支店長、一般社団法人勝浦市観光

協会の会長、公益社団法人の千葉県物産観光協会のチーフアドバイザー、勝浦市商工会の会長、千葉県の商工労働部観光企画課から副課長においていただいたといいますか、お願ひしてございます。

この選定についてでございます。各、これは団体の長宛てに選定依頼をするわけでございますが、その日にちが11月1日に依頼を行いました。それぞれ回答が来ておりましたが、最終回答が、11月の12日に最終の回答がきたところでございます。これは最終の方の回答が来たというところでございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） メンバーフォーラムに参加しました。それで、その選定メンバーの中の方が、10月2日の日には、市長と同席をされていますでしょうか。同席されていますでしょうか。最終的にこの日、どのようなメンバーで、どのような目的で、市内を見学されたのかというところをお聞かせください。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○6番（磯野典正君） え？ 市長、市長。

○議長（松崎栄二君） 失礼しました。答弁を求めます。土屋市長。

○市長（土屋 元君） 勝浦の魅力資産というか、勝浦のいろんな魅力的なところということでお話をあったものですから、観光協会長もその中心の人物ですから、相談して、一緒に同行するよというお話の中で動きました。以上です。

○議長（松崎栄二君） 磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） 今、観光協会長という、お話をしたけども、私が何でこんな話をしているかというと、ちゃんとどういう人たちが、市長とこの業者さんが回っていたという情報があるわけですよ。なので、ちゃんとお答えをしていただきたい。私が聞いているのは、私が聞いていっているのはね、市長、この日、どのようなメンバーで、どなたが同席されているんですかって聞いてるので、同席された方を挙げていただかないと答えにならないじゃないですか。観光協会長だけではないですよね。そうするとね、次の質問とかがね、3回しかできないからね。そこはちゃんと答えていただきたいです。その前の僕の質問に対して全部答えていませんから、市長が。だから、そこは1回戻ってください。

この海中公園の指定管理者……あ、そこはちょっともう1回。もう1回答えていただきたい。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。土屋市長。

○市長（土屋 元君） 磯野議員から1回目にいきなり10月2日はどういうことをされましたかって、いきなり聞かれました。これは、その答えがね、自分の質問したのに対して足りないって言ったら、全部その1回目に付随していましたよってなってしまいます。2日の日は全て同伴した人の名前を挙げてくださいって、今、言われてないですよ。2回目の質問に。どうされましたかって言ったから、私は、観光協会の責任者、観光の観光協会長を、相談して、一緒に同行してもらったということが間違いないでしょう。ちゃんと答えているじゃないですか。あなた、あと、誰と誰と誰なんて一言もそのときに質問してないですよ。いう中で、私も、メモも、どういうメンバーを行ったかどうかも、やはりきちんとしてね、メモを見てもメモを見なくとも、言えるところは観光協会長と一緒に行きましたと。ソルトの井上さんだけじゃなくて、ほかの業者の方もいました。そういう中で、勝浦の魅力を発見してもらうという中で懸命にPRするために案内

しましたということはちゃんと答えているつもりでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（松崎栄二君） 磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） 私からすればね、どんなメンバーの方が同席されましたかって確認しましたので、聞いていますので、そこはちゃんと答えていただきたいなと思うんですけども。

じゃあ、観光協会の会長さん、先ほど、市長が答弁されましたけども、観光協会の会長さんも、この選定委員のメンバーであられます。そのような中で、この募集要項にあるね、選定委員との接触の禁止というのがあるんですよ。13のその他留意事項というところに、選定委員との接触の禁止というのあります。これ、選定委員の方いらっしゃいますよね、これ。業者さん、後々決まる業者さんかもしれませんけども、これ、同席されています。じゃあ、選定委員が決まったのは、これ、12月1日ってさっき課長おっしゃってたかな。12月1日ですよね。っておっしゃっていましたけど、その前ですから、その前っちゃ前なんですよ。前は前なんですけども、ここに書かれているね、選定委員会との接触を禁止しますっていう条文があって、で、期間の前かもしれませんけども、それがもしこれに当たるとなると、これ、失格になることも考えられるって書かれているんですね。この辺について、認識されての行動なのか市長にお伺いします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。土屋市長。

○市長（土屋 元君） 選定委員になるかどうかは私は知りませんです。その時点、10月2日時点ですから、そういうことは全く考えていません。以上です。

○議長（松崎栄二君） 磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） そうしたら、期日前だから全く分からないと。それはそうですよね。市長からすれば、全く分からぬ、そう言われても仕方ないと思うんですけども、その中でね、やっぱり、聞いた聞かないという話になっちゃうかもしれないんですけども、受けた側からすると、市長が連れてきた方々のメンバーとかを、会った方からすると、この方がもう指定業者として入りますよっていうね、言い方をされて、そんな話を聞いている方もいらっしゃるんですよ。ね。それっておかしいじゃないですか。しかもそこに市長が同行しているんですよ。で、観光協会の会長も。そういう方々の面々が、一業者を連れてってなると、これ、勘違いされてもおかしくないと思うんですよ。おかしいだろうよって思われてもしようがないと思うんです。

ただ、期間が違うから関係ない、私、知りませんでしたって、それは確かにそうかもしれませんけど、絶対的な力のある市長が一緒になってそこにいらっしゃるということが、僕はちょっと違うんじゃないかなというふうに思いました。そこは市長はどう判断されるか分かりませんけども、それにつきましては、またほかの方々からも意見があるかと思いますが。

じゃあ、次に移りますけども、じゃあ、ソルトさんがね、ソルト・コンソーシアム株式会社様のホームページとかを見ますと、数多くの飲食店の経営をされております。また、ビアガーデンとかね、イベントの空間のプロデュース、運営といったコンサルティングをされていると思いますが、ソルト・コンソーシアム株式会社様から、この指定に当たってね、かつうら海中公園の施設運営をどのようにするという提案がされているのかお聞かせください。これ、課長のほうからお願いします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。プロポーザル時の内容、また、質疑応答から抜粋させていただきますと、ソルト・コンソーシアム株式会社のほうは、まずやはり第一印象で

感動させるような施設運営をしたいと。要は、ただ待っていれば、人を呼ぶということは簡単ではないと。感動させなければ人は来ないというところから、そういった感動させる施設にしたいということおっしゃっていました。地元のためにももちろんありますが、全世界から人を呼ぶような施設にしたいと。ただ、地元の方々と共に存することにより、地元の活性化につながります体験とかイベントを実施する予定であるということをお話しされておりました。

コンセプトといったしましては、食事、温浴の提供により、心身を整えるといったような施設にしたいと。農林水産物等展示販売施設につきましては、地元のお土産品の販売、地元特産食材を生かした商品開発をしたいと。飲食提供施設につきましては、地元食材を生かした料理を提供したいと。温浴施設につきましては、心身を整える空間の提供をしたいといったようなコンセプトで施設運営をしていきたいといったようなお話をございました。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） 営業が始まるのは7月からですか、になると思うんですけども、この施設が建設を始めるというところから、やっぱりいろんな問題点が多々多い中で、今回の補正予算なんかもそうなんですけども、そういった中でね、このソルトさんがしっかりと運営ができる体制をつくっていかないと、今から不安視させるような形だと、多分うまくいかないと思うんですよ。なので、いろんな目標の数字とか、そういったのも上がってきているんだと思うんですけど、着実な形、着実に指定業者さんが事業できるように展開していただきたいと思いますが、この事業所がね、ソルト・コンソーシアムさん自体が、こういった温浴の施設とかを管理とか運営とかされている現場があるのかどうか、1点聞かせてください。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森觀光商工課長。

○觀光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。それにつきましては確認いたしました。温浴施設に限れば、そういった運営実績はないということでございますが、ソルト・コンソーシアムさんは52の事業所を運営しておりますが、その中の幾つかには、その施設内にサウナとか、あと、プール、そういったような施設といいますか、そこもそういったような業務の実績があるというところでございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） 最後ですね。指定管理者としての認定されたときに、例えばソルト・コンソーシアムさんが認定された場合に、別の方に委託することも一部はできるというふうにあると思うんですけども、そういったことも考えられるんですか。そういった提案というのはありましたでしょうか。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森觀光商工課長。

○觀光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。確かに、要項上には、一部委託することもできると書いてございますが、これは例えば、施設の維持管理、保守管理ですね、そういったようなところは、これはもう委託じゃなきやできないと思いますので、そういったようなところを想定したところでございます。

これに関しまして確認いたしましたところ、今回のこれにつきましては、直営を予定しているという御回答がございました。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 次に、鈴木克巳議員、どうぞ。

○1番（鈴木克巳君） それでは、私も、63号 指定管理者の指定について。前段者の質問を聞いて

いると、同じような質問をしたくなるんですが、通告していませんので、それはまた改めてということで、通告している範囲で質問させてもらいます。全体で12項目あります、質問は15ぐらいあります。時間も30分に限られていますので、答弁のほうは端的に、正確にお願いします。「分かりません」は通じません。

まず、1点目。これは前段者とダブっている部分がありますが、応募の概要と選定委員会審査における質疑等の内容。特にこっちの概要はいいです。質疑等は、公表されていますけど、これについて、特にソルト・コンソーシアムさんのほうからあったものについてお伺いします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。プロポーザル時の質疑というところでお答えさせていただきます。まず、委員の方から、今回、ソルト・コンソーシアムさんがまず押してきたのが、食材を生かして、厨房を見せて、オープンキッチンでパエリアを提供したいという具体的な提案がございました。これにつきまして、これについては時間かかるが大丈夫ですかという質問ございまして、それにつきましては、メニューは当然それだけではないと。注文を受けてから提供される時間、その間も楽しんでいただきたいということから、そういったような料理も提供できるようにしたいといったような御回答がございました。

また、今回、この指定管理でございます、公設民営の事業、指定管理の実績があるのかといったような御質問ございまして、それにつきましては……失礼しました。要は、地元との関係ということもありました。それにつきましては、地元調整は大きな課題であるということですが、人を呼ぶことは大事ですけども、地元とのバランスとして共存共栄が必要なことであるということから、今回関しまして、勝浦市でいろんな人とヒアリングしたそうです。その中で言われたのが、勝浦市はお茶を飲む場所がないといったような話もありました。ですから、そういうところを充足させていきたいということでお話がありました。

また、指定管理の実績につきましては、外務省の仕事をされているというところでございました。

また、今回、ファミリー層対策、あるいは、例えば、理想郷散策のお客様が最後寄っていくと想定されるのではないかといったような、それに対する対応はどうかといった御質問ございまして、それについては柔軟に対応していきたいと。話し合いながら柔軟に対応していきたいと。それが我が社の方針であるといったような御回答がございました。

また、あと、SNS、著名人を活用して、こういったお店の今回の施設を拡散させていきたいということで考えております。

収支計画の話がございまして、収支計画につきましては、提出された資料についての御説明があったというところでございます。

最後に、この事業計画、これが実行できるという思いを聞かせてほしいという委員の意見ございまして、その中のポイントといたしまして、ソルトさんが考えているということは、今これやろうとしておりますが、その先に自分が考えていることは移住と。都心の人が移住するようなところにしたいと。それには移住する理由が必要であるということから、行きたくなるようなところにしたいと。これをきっかけに移住したくなるようにしたい。その素地は十分あるので、これについては行政と一緒にやっていきたいといったような御回答がございました。

質疑応答につきましては、そういったようなところがあったというところでございます。以上

でございます。

○議長（松崎栄二君） 鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 次の質問ともダブっていて、先に答えられちゃう部分があるので、省略することができます。

それでは、1社だけの選定委員会になっています。この際も、本来であれば2社3社が競合して、得点のいいところを取るでしょうけど、得点の比較がありません。それにしても委員会としては得点をつけますが、得点はどのくらいになっていたんでしょうか。お伺いします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。今回は2つのカテゴリーから関係しました。

まず、必須項目。これは指定管理者として、業務を遂行するに当たりまして遵守すべき基本的事項でございます。これが最高18点でそれが13点。18点満点中13点でございます。ただ、これにつきましては、厳しい縛りをかけておりまして、この各項目の中で0点をつけた委員が過半数出た場合については、そこの場で、最後は集計のときに協議をして、それが妥当だというふうに委員さんが判断すれば、その時点でもう失格といったような縛りを設けてございます。

また、一般項目といたしまして、これは施設運営上、指定管理者として実施すべき事項を記載してございまして、それにつきましては100点満点でございます。これが74点ということです。

ですので、必須項目が18点満点中13点、一般項目が100点満点中74点といったような結果でございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 3点目に会社概要を伺っていますけど、これは、私も調べましたので、いいです。

先ほども出ていると思いますが、ソルト・コンソーシアムの県内における事業展開の状況、それと、県内における他の自治体における指定管理の実績があるかどうかについてお伺いします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。県内ですと、千葉市の若葉区にあります、東京クラシックキャンプというところを運営してございます。また、幕張に鉄板焼き業態のぎゅんたというお店があるんですが、そこを県内ではやっているというところでございます。

また、自治体の指定管理業務の実績でございますが、これにつきまして、地方自治体というところでの業務実績はございません。先ほど外務省のお答えをいたしましたが、外務省の関係の指定管理といたしましては、ロンドンでJAPAN HOUSE LONDONの中に和食レストラン、これを運営しているところでございます。ほか、国会議事堂の食堂も指定管理で運営しているといったような実績がございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） それでは、続いて、応募してきた応募の内容については、いろいろ聞いていますので、聞いていますというのは、市のほうでね。その中で募集要領に基づいて、応募のほうの内容は書いていると思いますが、まずは温浴施設、これが、海中公園については温浴施設を今回の目玉にするというのがもうずっと最初から言われています。ですから、まず温浴施設と、あと、1階フロアの食堂というか、軽食堂になるんでしょうけど、そこと、あとは物販の3つにこれ、収入源は3つあると思います。その3つをことについては、当然、応募するについては試算

をしている。要は、試算をして黒字にならなきやこれはやる意味ないですから、していると思いますので、これから5年間、令和4年、来年の7月から9年3月までですか、の5年間の委託、指定管理になると思いますが、それを全部読んでいると時間なくなっちゃうんで、これから2年間、来年始まって5年の6月までの1年間と、5年の7月から6年の6月までの1年間、これのそれぞれの、1階は軽食、それと1階の物販、それと3階になるか2階になるか、温浴施設、それの試算を、数字が当然出ている話でしょうから、それについてお伺いします。数字で言ってください。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） それでは、2年間ということですので、2年間の数字を申し上げます。まず、ソルト・コンソーシアムから出てきた資料、これが2022年7月、来年7月からということで1年間でやっていますので、22年7月から23年6月までということで御報告させていただきます。

まず、飲食提供施設でございます。合計の延べの利用者数2万7,380人、売上げが8,323万5,200円。続きまして、温浴施設。これが延べの利用人数が3万8,000人、売上げが4万5,600円。続きまして、物販でございます。農林水産物と展示販売施設でございますが、2万5,500人の3,825万円。売上げの合計ですが、1億6,708万5,200円ということでございます。ここから、売上原価、経費を差し引いた残りといたしまして、初年度で554万7,760円、黒字になるといったような試算で提出されております。

続きまして、2023年7月から2024年6月までの1年間でございますが、これにつきましては、飲食提供施設、2万8,490人、売上合計が8,660万9,600円。温浴施設でございますが、人数が3万8,000人で4,560万円。農林水産物等展示販売施設でございますが、延べ人数2万5,500人、3,825万円ということで、2年度につきましては、1億7,045万9,600円の売上げがあるというところでございます。ここから売上原価、また、管理経費を引きまして、2年目につきましては、571万6,480円、その利益が出るといった試算が示されているところでございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 詳しい数字ありがとうございました。

続いて、議案で出されていた提案の概要ですね。ここの中のことについて若干お聞きします。勝浦でしかできないということで、4の（2）の中に、勝浦でしかできないことを食を通して表現するとあります。このことはどういう、何を意味しているのかお伺いします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。今回のコンセプトとして、勝浦でしかできないことを食を通して表現してということで、そういった質疑応答等の中でも出てきたところでございます。これにつきましては、今回のこの施設、食のほうですが、地元食材を使用した地中海料理、そこをメインにやっていきたいと、そういったコンセプトを持っているというところでございます。そこで、代表的な料理としてパエリアを出しているというところでございます。

オープンキッチンにつきましては、そういうのを持込み等で設置できれば、そういったようなので、見せながら食を楽しんでいただくということを考えているというところでございます。そういったようなところが、この今回のこの食を通して表現するといった意味でございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） それとやっぱり同じように概要の中に、その下にある、海中公園施設が最終目的地となるようにということの文言があつて、最後に、海のライトアップ、桟橋での画像とアートとあります。これはあくまで海のほうになると、海中公園センター管理内だと思うんですが、指定管理を受けるのは、今回は施設のみです。ですから、これはもっと大きく考えれば、これは非常にいい考えだとは思いますけど、何ゆえに今、このことまでこのソルトが踏み込んで提案をしてきているのかということについては、これは海中公園のほうとはどんな話がされているのか。

そして海中公園の海なり桟橋なんかを使ってという話になるんでしょうけど、この辺が、提案するに当たって、そこまでもう踏み込んだ話ができるのかどうか、お伺いします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。ここに記載されているところが話ができるのかというところでございますが、これにつきましては、構想といいますか、こういうふうにしたいという思いを語ったというところで、実際、これが指定管理を受けていただいた際には、ライトアップするとか、桟橋で映像アート、そういったのがすぐに実現するといったところではございません。

ソルト・コンソーシアムさんの話といたしまして、やはり人に来てもらう。要は、普通に座つていただけでは人は来ないと。何か仕掛けがないと来ない。それには人を感動させないと来ないといったような考えから、こういったことも考えられるといったようなお話でございます。

ですので、これについて、今回の指定管理で実際に取ったからといって、これがすぐに実現するとか、そういうようなところではございません。あくまでもソルト・コンソーシアムさんの思いというか、それが言葉として出たというふうに捉えております。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） ちょっと、これ、課長、ボウソウって言いましたよね、ボウソウ。房総半島の房総じゃないですよね。意味が違うと思うんですよね。やっぱりそこをね、これ、指定についての提案の中にこれを書いてきちゃう。であるということは、もうこれを認めるという話になるのかなと思ったんですよ、これは。これはやっぱりね、ここまでソルトさんが考えているんだからやりましょうということに、もうできているんなら、これ、書いてもいいけど、今言ったのは違いますよね。これ、こういうことはね、ちょっとこれはこの記載がね、私はおかしいと。これはソルトさんが、まあ、決まるかどうか分かりませんけど、施設の運営を始めて、じゃあ、こういうふうになります、それを協議して、こういうふうに海中公園センターさんのほうとも協議をしたということであれば、それはそれでよろしいんですけど、そこはちょっと、私はちょっと忠告をさせてもらいたいと思います。

それで次に、施設の中の飲食のサービス内容、先ほどパエリアという言葉が出てきました。パエリアって、食事のパエリアですよね。何か、地中海の魚介類の料理ですか。ですけど、そのところは、まあ、パエリアは勝浦でも、もちろんどこか出しているところはあると思いますけど、まあね、どうなのかなと。それだけの食堂になる、食堂っていうか、レストランになるような施設なんでしょうか。以前のところは三日月さんがやっている軽食、お茶、喫茶というところで軽食でしたけど、その辺がもうちょっとね、具体的にどんなメニューを想定していたのか分かれば

お聞きします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森觀光商工課長。

○觀光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。先ほど、その1点、1つ前の、これ、私は「構想」というふうに申し上げたと思います。「構想」でございますので。「ボウソウ」じゃなくて「構想」です。

先ほどの御質問の、どのようなサービス内容とメニューをということでございます。これにつきましては、先ほど御説明しましたとおり、まず地元食材、これを使用した地中海料理。海中公園のロケーションが地中海に類似しているといいますか、みたいだということから、そういうのをやっていきたいというところを考えていらっしゃるというところでございます。

ただ、先ほどパエリアと申し上げましたが、それだけではなくて、当然、提供される時間を楽しみに待っていただけるような料理も提供したいということでございます。さすがに厨房能力に限りがございますので、この中ではまた協議によっての相談というふうな形になっていくというふうに考えております。

また、お飲物でございますが、通常販売されますソフトドリンク、アルコール類に加えまして、ナチュラルワイン、これを提供したいというふうに言っておりました。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） なかなか聞いているとね、いいのかなっていうふうには思いますけど。そこでね、試算したのが、これはソルトさんの試算ですけど、1階のフロア、物販を除いて先ほどの数字の説明ですと、初年度、入り込み2万7,380人で、売上げが8,323万円ということだと、1人当たりは、計算すると3,000円なんですね。3,000円をそこで1人当たりは使って、で、2万7,000円の入り込みがあって、8,300万の売上げになるということで、これ、実際、このようになってしまえば非常に、これだけのものが、勝浦の食材として使ってもらえば。ただ、パエリアの食材があるのかどうか分かりませんけど。アワビでパエリア作れるんですかね。私は承知していませんけども、そういうところです。ぜひとも、勝浦の食材を中心なメニューというのを私は想像していたんですけど、どうも違うようです。

そして、そこでお伺いするのが、次については、売上げの5%が、この実施要項に書かれている中では5%というのはどこも書いてないんですけど、今回、ここの中には5%は書いてきました。5%納付しますよというようなことだそうですね。市への納付金予定率5%。そうすると、これはあくまで売上げなので、売上合計がさっき言われていましたけど、収入合計、初年度で1億6,708万5,200円。ということは1割だと、年間で幾らになるんですか。1,670万ですか。違うな。167万？ 1億6,000万の5%、800万ですね。800万は予定だと納付される。上限が1,000万になっているから、そのうちの800万。ということなんですが、これは決定事項になるんでしょうか、今回の受けるに当たってね。ただ、それはあくまで売上げがあっての話ですけど、売上げの5%は決定事項でしょうか。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森觀光商工課長。

○觀光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。ソルト・コンソーシアムさんの提案としては5%ということでございますので、我々としてもその5%を軸にやっていきたいというふうには思っております。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） じゃあ、市としては、4億以上の金をかけて、5%の納付金をもらうという話ですので、800万、これ全部、本当にそのとおり入っても、10年で8,000万、20年で1億6,000万という話ですので、これがいい悪いの話じゃありませんけど、この付加価値で勝浦市の観光がよくなるということであるので、それはこれで私はよしとします。

次に、温浴施設。この使用率が、初年度、2年度もずっと同じでしたね。3万8,000人入れると。1人当たり1,200円だと。4,560万の売上げがあるという見込みですが、温浴施設の温泉、これ、温泉の話でずっと来ていまして、そこに入湯税も絡んでくる話なんんですけど、その辺の話はどうのようにされているのかお伺いします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。温泉につきましては、今回のこの温浴施設に温泉を使うことができるような設備を整えております。温泉でございますが、具体的に協議の中では、温泉水使用は考えているというところでございますが、ただ、温泉の購入先はちょっと決まってないというところでございます。これは指定管理者として、決定された際に、協議の上、相談させてほしいという御提案がございました。

ただ、それに対しまして経費が発生します。それについては、他の経費を圧縮する等により対応していきたいというふうには考えているところでございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 市のホームページの中を見まして、この事業の予定者が質問している中に、代替施設で炭酸泉って書いてあるね。炭酸のお風呂かな。にしてはどうかっていうのを書いてあるけど、その辺の協議というのは、これからやるのか、取りあえず温泉はやるのかやらないのかというのまだはっきり分からんでしょうかね。それについてお伺いします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。温泉につきましては、温泉水は使用は考えているというところでございます。ただ、その購入先についてはまだ決まってないというお話でございますので、それについては、今後、協議の上、相談させてほしいという御提案がございました。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） そうしますとね、先ほど数字を求めたんですが、利益として初年度に554万7,000円上がりますってさっき説明してくれましたけど、温泉水になれば、その分のやっぱり費用がかさみますし、また、入湯税も1,200円の中に含まれますという話になっていますから、150円ですか、それがやっぱり出ていくわけですよね。そうすると、550万なんてとっくにすっ飛んじやないかと思うと、そこが入るとやっぱり550万という試算は狂ってくると思いますよ。その辺のことについては協議をしていると思いますが、30分という時間はすぐ過ぎちゃうので、それも含めて最後にちょっと答えてもらいたいんですが。

そして最後に、この休憩施設、改修前は、休憩施設で、ホテル三日月さんが海中公園から場所を借りて運営していたということです。それで、その売上げの何%かを海中公園のほうに支払うということ。ということで、三日月さんがやっているときには、三日月ホテルがしっかり勝浦市にどかんとありましたので、それはバックアップができたと思うんですが、今回、情報ですと、情報というか新聞報道がありましたが、三日月ホテルさんは勝浦と鴨川を売却すると。ということ

とは、勝浦から撤退してしまうと。これはソルトと勝浦がじやないけど、そういうことの背景を持って、ソルト・コンソーシアム、先ほど聞いたけど、県内ではさほど実績がない中で、やっぱりソルトさんが仮にここで営業した場合ね、バックアップ体制がとれているのかどうかについてお伺いします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。確かに、ソルト・コンソーシアムさんですけども、県内での実績はございませんが、ただ、東京都内では、例えば六本木ヒルズ52階に、THE SUN&THE MOONとか、そういうような施設をこれ、実際運営してございます。結構幅広くやっていると。しかもロンドンとかにも指定管理でやっているといったところがございます。

また、このバックアップ体制っていいますか、ちょっと、これについて確認しましたところ、今回、このソルト・コンソーシアムの井上代表取締役さんは、ジャパンファインディング協会の副会長をしておりますが、その協会自体が、都内を中心としたレストラン、また、飲食店関係の60社のメンバーになっておりますので、そういうような様々な業種において、団体に入っているというところでございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） いろいろとるる聞いてきましたけど、1回だか2回だか3回だか分からなくなっちゃったので、総体で最後に1回だけ聞きます。今まで聞いてきた中におきますと、結果的には1社しか参加しない、この指定管理者の選定になりました。この問題は、最初出てきて、ここに海中公園にこの施設をつくり直そう、市が全てのお金を出して、国からの補助も、交付金ありますけど、やるという中において、今、建設も始まっているし、もういろんな、ここへ来るまでいろんな問題が起きていましたよね。さらに今日もまた補正予算で問題が起きましたけど、まだまだ恐らくね、この前も言っていたけど、心配なんですよ、実は。

要は、何を心配するかというと、これだけのものをね、市が投資してやって、そして運営してもらうんだけど、その運営先が、先ほど前段者じやありませんけど、何か、こう、はつきりしない。グレーがかっている部分も見え隠れもしちゃっているんですね。その部分については、今後、これは市長にお聞きしますけど、この施設、市長の自分の、とにかく市長生命をかけてやっている事業だと思いますので、ここについて、これ、指定管理を受けるに当たって、市長としてはどういう判断をされたのかお伺いします。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。土屋市長。

○市長（土屋 元君） いろいろ厳しい経済環境、そして社会情勢の中で、海中公園というリスクを負った提案を勝浦市は、やはり今だからこそ発信して、やはり武漢からの受入れをした人助けの町、人思いの勝浦の、やっぱり自然に恵まれた、これを生かしていくために、あるものを再生していくこうという中で今回のプロジェクトで始まりました。

そういう中で、やっぱりこれは英知を結集して、やっぱり何とか黒字化して、そして勝浦の起爆剤にしたいという思いがいっぱいございます。よろしく御協力のほどお願いいたします。

○議長（松崎栄二君） 4時まで休憩いたします。

午後3時49分 休憩

午後4時00分 開議

○議長（松崎栄二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質疑、戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） すみません、議案第63号 指定管理者の選定について伺います。諸事情があって、ちょっと今、息が切れておりますので少々お待ちください。

前段者がいろいろと質問をして、詳細にしていただきましたので、私からは通告書に出してあったところから1点のみ、全体的なコンセプトについて伺います。前段者までの質問に対する回答で、どのようなコンセプトでやるのかというところでお聞きしておるところですと、温浴によって心身を整えるであったりとか、海山の物産を集めてそれを商品として売るであったりとか、食事に関しては地中海風ということで、まあ、とてもそれぞれいいと思うんですが、この施設に関しては、今後、海中公園再生計画全体を引っ張る第一歩になると思うんですよね。入り口になる建物だというふうに思うので、ちょっとこれだと、まだもやもやしているかなという部分が正直感じます。

ですので、もう一度、この施設を、勝浦市としてはということで構いませんので、どういったコンセプトでこの施設をやっていきたいのかということで、また、どういう協議をソルト・コンソーシアムさんとしたのかということについて伺いたいと思います。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。まず、ソルト・コンソーシアムさんのほうから出されてきた、まず、この海中公園一帯を考えたといいますか、そういったような表現で言いますと、海中公園、あそこの景色は、ソルト・コンソーシアムさんから見ますと、地中海のような感じがするというお話がございました。ですので、それで、地中海を思わせるこの海中公園の景色を生かしてみたいといったところから、先ほど申し上げたような地中海料理といったところに発展したというふうには考えております。

やはり、これ、眺望というのは非常に大切だというふうにおっしゃっておられました。六本木ヒルズ52階のお話をいたしましたが、そのときも、実際そこで開業したときも、最初はキッチンも何もなかったと。ただ眺望のみだったと。ただ、それでも、時によっては2時間待ちの状態であったというところを言っていました。ですので、眺望のみといいますか、とにかく人を引きつけるものがあれば、何かしら人は来るといったようなところがございましたので、そういったような事業のほうを展開していただけるというふうに思っているところでございます。

何かちょっと具体的なところは、なかなかちょっとまだ詰め切れてないところもあると思いますが、まずはとにかく人に来ていただけるような感動をさせるような施設にしていきたいというふうには思っているところでございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 私も、ソルト・コンソーシアムさんのホームページ等を確認させていただきました。本当にイベントの運営であったりとか、キャンプ場の運営であったりとか、様々な事業を展開されているという印象を持ちます。先ほど御紹介あったようにTHE MOONというところもそうですけれども、かなりとがったコンセプトでやっているレストランなりが多いと思うんですよね。

そんな中で、先ほども言ったように、このかつうら海中公園再生計画全体を引っ張っていく、

牽引役になる施設だというふうに思いますので、例えば、地中海なら地中海でいいと思うんですけども、これが出来上がった後に、今度できる施設は日本風で、また、今度できる施設は中華風でってなってもやっぱり困るんですよね。袖ヶ浦だったと思うんですけれども、やっぱり公園の再生計画を9億円かけてやる中で、そこの場合は西海岸風。アメリカ西海岸風ということでもうコンセプトを固定して、それに向けて再開発をされているというふうに思いますので、1点質問なんんですけども、ちょっと現時点では地中海風ということは分かるんですけども、やはり少しまだもやもやつとしているかなというふうに正直思います。このもやもやつとしていることが、あってなのか。つまり、今後、かつうら海中公園再生計画全体を引っ張っていく牽引役として、ここで何かコンセプトをとがったものにあえてしていないのかということですね。その全体を包み込めるような優しい施設にまずしようということでこういうことになったのか、そうではなくて、もうこういうコンセプトでやっていくんだよということで協議があったのか、もしその辺分かればお聞きしたいと思います。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森觀光商工課長。

○觀光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。たしか袖ヶ浦の関係ですか、去年の12月議会か何かでたしか出されたと思います。今回に關しまして、ちょっとそういった、全体をどうだという明確なちょっとコンセプトというのはないんですけども、ただ今回この施設が出来上がった際には、例えばそこに何か混在するようなことはないような形で計画のほうは考えていきたいというふうには私としては思っているところでございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） ほかに質疑ありませんか。

以上で通告による質疑は終わりました。

通告外による質疑は1回までとさせていただきます。

質疑はありませんか。

寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） その1回というのがですね、この指定管理者の指定について、何項目かあるので、大枠で指定管理者だけなのか、その中の幾つか1回なのかという問題で、そういう中で、幾つかをこの指定管理者で質問いたします。いいですか。

○議長（松崎栄二君） はい、どうぞ。

○8番（寺尾重雄君） まず、何人かの前段者が言った中で、これ、早く終わりにするとそれで終わっちゃうからね。まずは、5%の、その売上げの5%、それをどのように、何で5%なのかと。4億何千万もかけて、あれだけの建物を売上げの5%だということで、先ほど来も800万だと、大体ね。800万、1,000万以下。そういう中で、その取決めの試算、相手は企業だから安いにこしたことないです。ただ、勝浦市として見れば、2億何ぼからの市税をぶっこみ、それは国かなんかなら別ですよ、もらえるものだから。その2%でいったって400万。金利的にね。市税のあれですよ。そして、それを入れ込んで、相手にもうけてくださいよって、それは勝浦の起爆という問題ありますよ。私もそう思っていますから。そのように賛成もしていますから。ただ、この指定管理を決める上でね、業者に趣が、右肩であっては困るから、ワイン・ワインでいいんであればいいんですよ。そして、先ほど来、その5%の問題を踏まえて、結局、ひさしを貸して母屋取られる。だから、勝浦市に本当に力を注いで貸してもらって、勝浦の発展を考え、勝浦の活性を考えていただく方法であればいいかなと。

そこで、やっぱり先ほど来からライトアップとか、そういう指定管理の要項の中に、入れてきているわけですよ。そりやそうですよ。私が思つたって、勝浦のやっていることに対して、これやりたい、それやりたいで、ライトアップすることの経費、経費面、あるいは、後からね、勝浦市持ちなさいよと言われるのでは困るんですよ。その辺ね、やっぱり今、貸付けにおいては、しっかりと指定管理であろうと、我々もそうですけど、貸付けはしっかりと決めておかないと。まあ、私も失敗した件はあるけど、しっかりと決めておかないとね、いけないから、この質問に対して言っているわけですね。

そして、もう1点。確かに、三日月ホテルさんの軽食の問題、そして今回こっちで食堂の飲食の問題、それはこの問題と違うって言っても、関連しての話の中ですよ。HM Iの会社が、あちらの食堂を、食堂って軽食のほうを引き継ぐのか、どうするのか。あの建物は、あるいは、一般的の勝浦市の人間に公募するのか。その辺の問題、全体的な問題をどのような方法で、どうしていくのかが、先ほど来、戸坂議員は9億だの、全体的な話、言いました。地中海風とか。それはそれとしてもですね、全体的なバランスでですよ、あそこをじやあどうしていくのと。こっちに食堂作つたら作らないのと。食堂が二、三軒あってもいいのかと。まあ、ホテル、いや、私、経営状態分からないけど、ただ、あそこでホテル三日月さんがやっていたものをそのまま、本社をほかへ持つていっても、そこは経営するのか、その流れというのは、別にそこまで調べてないから分からぬ。その連動性の問題はあろうかと思うんですね。

その辺まで、やっぱり考えながら、この指定管理、そして、しっかりと契約を結んでの契約。後から後から、常に工事でもそうなんけど、何か分からぬうちに来て、確かにね、もう市長も答弁しづらい中で、磯野議員の質問に対しても、確かにグレーな面があつて、と私は思つちゃうんですけど、それよりも、思い込めて1社しか来ないものであれば、そこに本気になって傾けていたときに、市民も納得するんじやないかと。

終わりにすると1回で終わっちゃうからさ、ぐたぐたぐたぐた言ってるしかないです。

そういう意味踏まえて、もっとしっかりと、腹からやっぱり考えていただきたい。

そして、先ほど来、飲食、入浴、そして売店と、1億六、七千万のお金、当時、石井さんの、石井設計の概算のあれであれば、赤字だったんですよ。2、3年。まあ、こっちは企業だから、もっと設計屋よりも頭使ってやるから、黒字にするって言うから、それはそれでいいんですよ。赤字になっては困るんですよ。やっぱりやる人間もよくなつて、もううほうもよくなつて、三者三様がよくなつるのがこの世の中ですから、1人だけよくなつたって駄目なんですよ。そういう中で試算表も、まあ、信じるしかないです。

その中で、先ほど来、9年までの5年間契約という話がある中で、この契約の中で、会社大きいから、赤字決算でも勝浦に金払いますよって言ってくるから。ただ売上げの5%って話になると、ねえ、1億の5%、500万の話しかなつてこない。その辺の最低基準をどのように決めておくかですよ。売上げがないからどうなんだと。実際、民間のあれでも、売上げがあろうとなからうと、家賃は家賃だし、って中で、そりや会社潰れればどつか行つちゃうから、それはもらえないものもあるんでしょうけど、そういう思いでしっかりと契約、煮詰めてもらいたい。課長、どう思いますか。課長じゃない、市長か。

○議長（松崎栄二君） どっちにしますか。

○8番（寺尾重雄君） 市長に。あ、副市長、じゃあ。

○議長（松崎栄二君） 質問は1回だけなんですか、全部まとめていいですか。

○8番（寺尾重雄君） ああ、もう全部まとめて。

○議長（松崎栄二君） 分かりました。答弁を求めます。竹下副市長。

○副市長（竹下正男君） 1回で答えればよろしいですか。

売上げの5%、これは市のほうに収入として上げてもらうということで、これにつきましては、一般的には大体10%というのが私どもが踏んでいたところでございます。しかしながら、まだ初めての扱いというんですかね、施設的なものでございますので、5%という数字が出てきたのかなというふうには、私のほうとしては感じております。それが5%の売上げ、これについては、あくまでもこれは契約行為じゃございません。あくまでも指定管理といって、これは行政処分行為です。行政処分行為をしたことについてやってもらう。それの利ざやとして5%上げてもらうんだと。市のほうに上げてもらうんだと。それで、その行政処分をした、ソルトとして左前になったと、あそこがどうしても駄目になったと、で、やめたいということに対しては行政処分の取消しということを行います。これは契約行為じゃございませんので、いつでもそれは取消しができます。ただ、取消しした結果において、市としては、じゃあ直営でやるのか、またそういうことになってしまいますので、その辺は多分に気をつけながら運営はやってもらいたいというふうには考えてございます。

それから、三日月のレストランでございますが、これにつきましては、一応、我々が今現在考えていることとしましては、最終的に、あそこをレストランではなく、レストランはいわゆるソルト側のほうでやってもらう。三日月がやっているレストランについては、当然、三日月のほうは勝浦から一応事業としては撤退しますので、レストランを継続させるんであればどこかを公募しなくちゃいけない。ただ、公募よりも、レストランはレストランとして、いわゆるソルト側でやってもらって、あそこにつきましては、いわゆる物販、いわゆる農林水産物の、1階、2階で農林水産物をあそこで、道の駅的なもので、海の道の駅的なもので、あそこで販売できればそれはそれで私はいいのかなというふうには思っておるところでございます。

そのようなことを考えて、今後、市議がおっしゃったように、三者三様で、ワイン・ワインの関係ができていければ、私は一番いいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） ほかに質疑はありませんか。

これをもって質疑を終いたします。

磯野議員。

○6番（磯野典正君） 動議を求めます。

○議長（松崎栄二君） ただいま、磯野議員より動議が提出されました。

どんな動議ですか。内容、趣旨説明をお願いいたします。

磯野議員。

○6番（磯野典正君） 指定管理者の指定についての緊急質問をさせていただきたいと思います。

○議長（松崎栄二君） ほかに賛成者はおりますか。

〔賛成者挙手〕

○議長（松崎栄二君） 賛成者多数です。

ただいま、磯野議員より緊急質問したい旨の動議が提出されました。所定の賛成者がありますので、動議は成立了しました。

磯野議員より、動議の趣旨説明をお願いいたします。

磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） 先ほど質疑させていただきましたが、その中で、聞ききれなかった部分ももちろんありますし、詳細な答弁をいただけていないと私のほうでは思っておるので、その辺について説明をしっかりと求めたいということでございます。

○議長（松崎栄二君） ただいま磯野議員より提出されました緊急質問を行いたい旨の動議について、採決を挙手によって行います。

本動議のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松崎栄二君） 挙手多数であります。よって、本動議は成立いたしました。

直ちに日程に追加し、緊急質問を行います。

磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） それでは、先ほど質疑の中でさせていただきましたけども、再度質問をさせていただきたいと思います。

まず、市長のほうから、最初の質問で、10月2日の日に、ソルトさん、ソルト・コンソーシアムの社長と市内を回ったということに関しては、個人的に回ったということでお答えをいただきました。それについては、市長がそういう判断をされているのであれば、それでよろしいんですが、随行されているという方がいらっしゃると思いますので、その方がどなただったのか回答していただけますか。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。土屋市長。

○市長（土屋 元君） 記憶が、10月2日で、なかなかはつきりあれございますが、随行者全員といつても、ちょっとこれ、手元にないから、確認しないと答えられません。すぐこの場で、そのときのメンバー全員を述べてくれって言っても、用意していませんので。いきなり今、言われましたので、それはすぐ答えられません。確認取ってあれしたいと思います。以上です。

○議長（松崎栄二君） 磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） 確認していただきます。いただきたいんですけども。確認をしていただけます。お願いします。まず。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。竹下副市長。

○副市長（竹下正男君） 私からでよろしいでしょうか。今、ソルトと市内視察をされたということで、このときに、市長のほかに誰か市のほうで行ったのかという御質問だと思うんですけども、私の命令によって、観光商工課長に同席をしてもらいました。

それはなぜ観光商工課長に行かせたかというと、私自身がちょっと所用がございまして、それに出席できませんでしたので、行かせた次第でございます。以上でよろしいでしょうか。

○議長（松崎栄二君） 磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） 副市長の指示で、観光商工課長が出席されたということあります。そうしたら、市長は今あまり覚えてないというような、今ね、手元に資料がないので分からぬといふことですので、もし同席されていた観光商工課長が、同席されていたメンバー、もし分かれば教えていただけますか。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。私、すみません、ちょっと記憶が定かじやないで、間違っていたら申し訳ないんですが、そこに同席したメンバーですが、市長と、あと、それから私、あとですね、観光協会から観光協会長と副会長、あと、商工会長、それからあとはソルトの井上社長と、もう1人ちょっと企業の方いらっしゃったんで、それはすみませんちょっと覚えてないというか、申し訳ないんですけど、そこはちょっと申し訳ない、御容赦願いたいと思います。あとは三日月の社員が2人だったかと思います。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） ありがとうございます。

今、大森課長のほうから、たくさんの方のお名前いただきましたけども、これは市長、思い出せたでしょうか。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。土屋市長。

○市長（土屋 元君） そのようなメンバーで行ったような記憶が戻ってまいりました。

○議長（松崎栄二君） 磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） よかったです。落ち着きました。

今、こうしていろんなメンバーの方が出てきたんですけども、さっき課長に選定委員会のお話を聞きましたけど、さっき僕が聞いたのは、12月の1日って思っていたんですけど、それ、ちょっと誤解があったみたいなんで、もう一度、選定委員会の通知を出された日ですね。その日、日程を教えてください。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） 選定委員会のほうですが、これは各団体にお願いしてございますので、団体に依頼の文書を出さなきやいけないというふうになっております。それを出した日ですが、11月1日。11月1日に各団体への委員の推薦依頼ですね。推薦依頼、これを出したところでございます。日付は11月1日付ということでございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） 11月1日付で出されたということは、2日以降に先方に届いているということだと思うんですけども、これ、やっぱり、いきなり通知出さないと思うんですよ。通知出す前は、その団体さんの長とかであればね、ある程度打診されて、お話しされると思うんですが、そういうのは、まあ、いつというのはなかなか難しいと思うんですけど、いや何が言いたいかというと、さっきもお話ししましたけど、選定委員会のメンバーであられる方々が、ここに同席されているじゃないですか。要は、この期限。期限というかな。

じゃあ、1個質問しますね。課長に質問しますけども、募集要項の中で、選定委員会の方々が、この接触の禁止という部分が文章としてありますけども、その期間というのは、じゃあ定められた期間があるんでしょうか。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森観光商工課長。

○観光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。定められた期間ということでございますが、これについては、ここには明記はされておりませんが、ただ、これについては、選定委員をお願いしたときからというふうには理解しているところでございます。それ以前につきましては、選定につきましては、これ、誰がなるかということは、当然これは分かっておりませんので、選定委員として、本来ですと回答もらった日が……すみません、先ほど、回答もらった日ですね、私、

最後の回答もらったのが11月12日と申し上げましたが、最後の回答をもらった日が11月の15日でございます。申し訳ございません。これは訂正させてください。

ただ、通知を出したのが11月1日からですので、それが当日届いたといたしまして、そこからが期間というふうには考えているところでございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） その通達を出すに当たって、市長なりが、どの方を選定委員にさせるかという、事前にそういうのはあると思うんですけども、そういったのはいつぐらいにされていたんですか、じゃあ。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森觀光商工課長。

○觀光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。まず、これ、選定委員の設置要綱がございまして、この要綱が、決裁が取れた日が、10月の11日に決裁が取れています。ただ、そこには、選定委員としては、勝浦市企画課長、あと、千葉県勝浦海中公園センターの代表者、金融機関の有識者、觀光関係団体の有識者、産業関係の有識者、商工関係団体の有識者、他の行政機関の有識者といったような記載がされておりますので、ですから、この時点では誰になるということは決まっていないということでございます。

ただ、その後、誰にするかというところは、当然のことながら、こちらから通知を出す前に、事前に電話で、誰か推薦していただけませんかといったような話はしておりますが、これも、これ、本当にまた記憶になってしまいますが、私としては、かなりこれ間近になってから、遅くなつて申し訳ありません、こうやりますからお願ひしますといったようなところは連絡はいたしております。ただそれについては、本当に11月1日間近で、各委員に、しかも本来だったら、これ、お伺いしなきやいけないんですが、電話で失礼しますということでやった記憶がございます。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） ってなりますと、その選定委員の皆様方が10月2日の日に市長と同席して、業者さんと市内を回っていることというのは、この失格という部分には当てはまらないということでおろしいですか。

○議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大森觀光商工課長。

○觀光商工課長（大森基彦君） お答え申し上げます。この指定管理者募集要項の7ページにあります、申請者は選定委員に対し、本件申請について接触してはなりません。接触の事実が認められた場合は失格となることがありますということですが、この接触の事実というのは、まず、これははどういったことかというところでございますが、これについては、単に挨拶程度とか、名刺を交換する程度とか、あるいはこれは応募用紙を持ってきますので、そういったところで持つてくるということは、それは問題ないだろうと。ただ、これが、審査に際しまして、審査の項目が出てますが、どういったところに力点を置きますかとかって聞いたりとか、あるいはどういうふうに計画を書けば通りますかとか、そんなふうな接触をするということは、これは事由になるというふうに考えます。また、便宜供与、これはもう当然のことながら失格になります。

今回は、選定委員が決定する以前ということでございますので、それについては対象にはならないかなというふうに考えております。

何にしても、これは事実が認められた場合ということになりますので、当然、こちらのほうも

立証しなきやいけないところでございます。ですので、今回はその期間の前でありますし、ちょっと私もどこまで接触したかという確認は、その場に随行しましたが、そういったような、話、離れているところは当然分かりませんけども、近くにいるときはそういったような話はなかったというふうには記憶しております。以上でございます。

○議長（松崎栄二君） 磐野典正議員。

○6番（磐野典正君） 課長、ありがとうございます。

市長含めて選定委員の皆様方は同行されて、業者さんと回っている。回って、いろんな話をしているというところで、先ほどもちょっとお話ししましたけども、いや、海中公園の指定管理者として入る業者なんですよという案内をした、されたという方がいたらしいんですね。そうなるとおかしな話になっちゃうじゃないですか。それは、言った言わないになると思います、もちろん。だけど、そういう話になっちゃうとおかしな話になっちゃうんで、だから、私の中では、ここは市長がね、市長は公務ではなくて、個人的に行っていて、で、課長はね、副市長のほうからの指示があって動いていたということでありますけども、何かね、その辺がね、ちゃんとしたことが見えてこないというかね、そういうところを感じるんです。

今回のこの件に関しては、事実がそういうことであれば、特に失格になることはないということであれば、それはそれで承知しました。以上です。

○議長（松崎栄二君） 以上をもちまして、緊急質問を終結いたします。

先ほど議題となつておりました議案第63号は産業厚生常任委員会へ、議案第64号は総務文教常任委員会へそれぞれ付託いたします。

請願の委員会付託

○議長（松崎栄二君） 日程第2、請願の委員会付託であります。

今期定例会において受理した請願は、既にお手元へ配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしましたから、御報告いたします。

休会の件

○議長（松崎栄二君） 日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明12月11日から12月15日までの5日間は、委員会審査等のため休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松崎栄二君） 御異議なしと認めます。よって、12月11日から12月15日までの5日間は休会することに決しました。

12月16日は、午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

なお、各委員会は、会期日程表に基づきまして、付託事件の審査をお願いいたします。

散 会

○議長（松崎栄二君） 本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後4時33分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案第54号～議案第64号の上程・質疑・委員会付託
1. 請願第3号の委員会付託
1. 休会の件